

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月28日
【事業年度】	第101期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	乾汽船株式会社
【英訳名】	Inui Global Logistics Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 乾 康之
【本店の所在の場所】	東京都中央区勝どき一丁目13番6号
【電話番号】	03（5548）8211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレートマネジメント担当 加藤 貴子
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区勝どき一丁目13番6号
【電話番号】	03（5548）8613（直通）
【事務連絡者氏名】	執行役員コーポレートマネジメント担当 加藤 貴子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	17,889	20,574	23,008	21,787	18,879
経常利益又は経常損失 () (百万円)	2,346	755	51	1,080	1,329
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (百万円)	880	1,820	639	80	1,186
包括利益 (百万円)	1,057	1,844	485	673	871
純資産額 (百万円)	18,527	19,880	19,727	18,985	18,009
総資産額 (百万円)	48,226	48,412	52,391	53,054	52,461
1株当たり純資産額 (円)	739.15	800.31	793.14	761.56	720.94
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	35.12	73.11	25.72	3.23	47.51
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	38.4	41.1	37.7	35.8	34.3
自己資本利益率 (%)	4.6	9.5	3.2	0.4	6.4
株価収益率 (倍)	-	12.0	34.8	385.4	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	384	2,870	2,960	1,801	2,431
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	3,660	4,049	6,622	5,791	4,629
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,176	371	3,699	1,875	65
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	13,121	11,360	11,547	9,345	7,137
従業員数 (人)	178	174	167	168	172
[外、平均臨時雇用者数]	[63]	[89]	[90]	[85]	[77]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 第97期及び第101期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第99期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	14,873	19,096	21,409	20,385	17,877
経常利益又は経常損失 () (百万円)	1,764	400	223	564	1,385
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	689	1,924	448	36	1,259
資本金 (百万円)	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767
(発行済株式総数) (株)	(26,072,960)	(26,072,960)	(26,072,960)	(26,072,960)	(26,072,960)
純資産額 (百万円)	20,054	21,520	21,179	20,815	19,733
総資産額 (百万円)	38,842	38,450	38,628	36,363	35,056
1株当たり純資産額 (円)	800.08	864.46	851.92	834.94	789.95
1株当たり配当額 (円)	18.00	24.00	7.72	6.00	6.00
(1株当たり中間配当額)	(9.00)	(3.00)	(6.00)	(3.00)	(3.00)
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額() (円)	27.50	77.32	18.02	1.46	50.43
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.6	56.0	54.8	57.2	56.3
自己資本利益率 (%)	3.4	9.3	2.1	0.2	6.2
株価収益率 (倍)	33.9	11.3	49.7	-	-
配当性向 (%)	65.5	31.0	42.8	-	-
従業員数 (人)	74	67	61	63	68
[外、平均臨時雇用者数]	[14]	[16]	[20]	[16]	[25]
株主総利回り (%)	115.5	111.8	114.9	158.2	136.7
(比較指標: TOPIX(配当 込)) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	1,017	970	1,196	1,320	1,261
最低株価 (円)	709	729	673	703	777

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 第100期及び第101期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第99期の期首から適用しており、第98期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

- 1925年10月 資本金50万円をもって東京都に関東土地株式会社を創立し、不動産の賃貸借売買を主体に営業開始
- 1929年3月 商号を乾倉庫土地株式会社と改め、営業倉庫業を開始
- 1936年5月 商号を乾倉庫株式会社と改める
- 1961年10月 東京証券取引所市場第二部に上場
- 1968年1月 イヌイ運送株式会社（現 連結子会社）を設立
- 1985年6月 商号をイヌイ建物株式会社と改める
- 1987年12月 賃貸マンション（プラザ勝どき）営業開始
- 1989年12月 賃貸オフィスビル（イヌイビル・カチドキ）営業開始
- 2004年3月 超高層賃貸マンション（プラザタワー勝どき）営業開始
- 2009年4月 商号をイヌイ倉庫株式会社と改める
- 2014年1月 シェア型企業寮（月島荘）営業開始
- 2014年10月 旧乾汽船株式会社と経営統合し、商号を乾汽船株式会社と改める
東京証券取引所市場第一部に指定

当社は、2014年10月1日付で当社を存続会社、旧乾汽船株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。
なお、旧乾汽船株式会社の第98期有価証券報告書に記載の沿革は以下のとおりであります。

[旧乾汽船株式会社の沿革]（参考）

- 1904年4月 乾新兵衛が中古船1隻（イタリア籍）を購入、船名を乾坤丸と命名し創業
- 1908年4月 資本金3千円、船腹4隻11,340トンをもって外航海運業として乾合名会社を兵庫県神戸市に創立
- 1933年10月 資本金1百万円の株式会社に改組、商号を乾汽船株式会社に変更する
- 1949年10月 増資により資本金6千万円となる
- 1950年4月 不定期航路事業を開始する
- 1951年5月 増資により資本金3億円となる
- 1952年3月 東京証券取引所、大阪証券取引所に上場する
- 1956年4月 増資により資本金7億5千万円となる
- 1957年6月 増資により資本金15億円となる
- 1964年5月 海運集約再編成により大阪商船三井船舶㈱のグループに所属する
- 1964年7月 再建整備計画により3億円を減資し、資本金12億円となる
- 1968年4月 和洋汽船㈱（資本金5千万円）を吸収合併し、資本金12億5千万円となる
- 1972年5月 当社海外子会社をパナマ共和国に設立し、海外子会社にて船舶建造および所有を開始する
- 1981年4月 当社海外子会社KEN FLEET S.A.をパナマ共和国に設立し、既存の海外子会社を統合する
- 1988年5月 当社海外子会社KEN FLEET S.A.をDELICA SHIPPING S.A.に社名を変更する
- 2001年9月 本社を兵庫県神戸市から東京都に移転し、東京支店を統合する
- 2004年4月 創業100周年を迎える
- 2005年8月 増資により資本金18億51百万円となる
- 2007年8月 増資により資本金33億51百万円となる
- 2012年7月 当社海外子会社INUISHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.をシンガポール共和国に設立する

3【事業の内容】

当社の企業集団は、当社と子会社3社で構成され、その業務は外航海運事業、倉庫・運送事業、不動産事業を展開しております。

当社は子会社3社を連結決算上の対象子会社としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

外航海運事業（ロジスティクス）

子会社または船主（同業他社）より定期用船した船舶による貨物輸送（自社運航）と、用船者（同業他社）への定期用船を行っております。また、主に当社への定期用船を行っているのが、DELICA SHIPPING S.A.であります。

（連結子会社）

DELICA SHIPPING S.A.

倉庫・運送事業（ロジスティクス）

・倉庫保管事業

顧客のために物品を倉庫に保管し、その対価として保管料等を収受する事業であります。普通倉庫業のほかに保税蔵置場の許可を受け関税未納輸出入貨物の保管業務を行っています。また、主に庫内作業を行っているのが、イヌイ倉庫オペレーションズ(株)であります。

・文書保管事業

国土交通省の認定を受け文書箱や什器等を倉庫に保管し、その対価として保管料等を収受する事業であります。

・貨物運送事業

当社倉庫他の寄託貨物を運送する事業であります。また、主として当社倉庫の受寄物の自動車運送に係る業務を行っているのが、イヌイ倉庫オペレーションズ(株)であります。また、自動車運送に係る業務や引越し業務を行っているのが、イヌイ運送(株)であります。

（連結子会社）

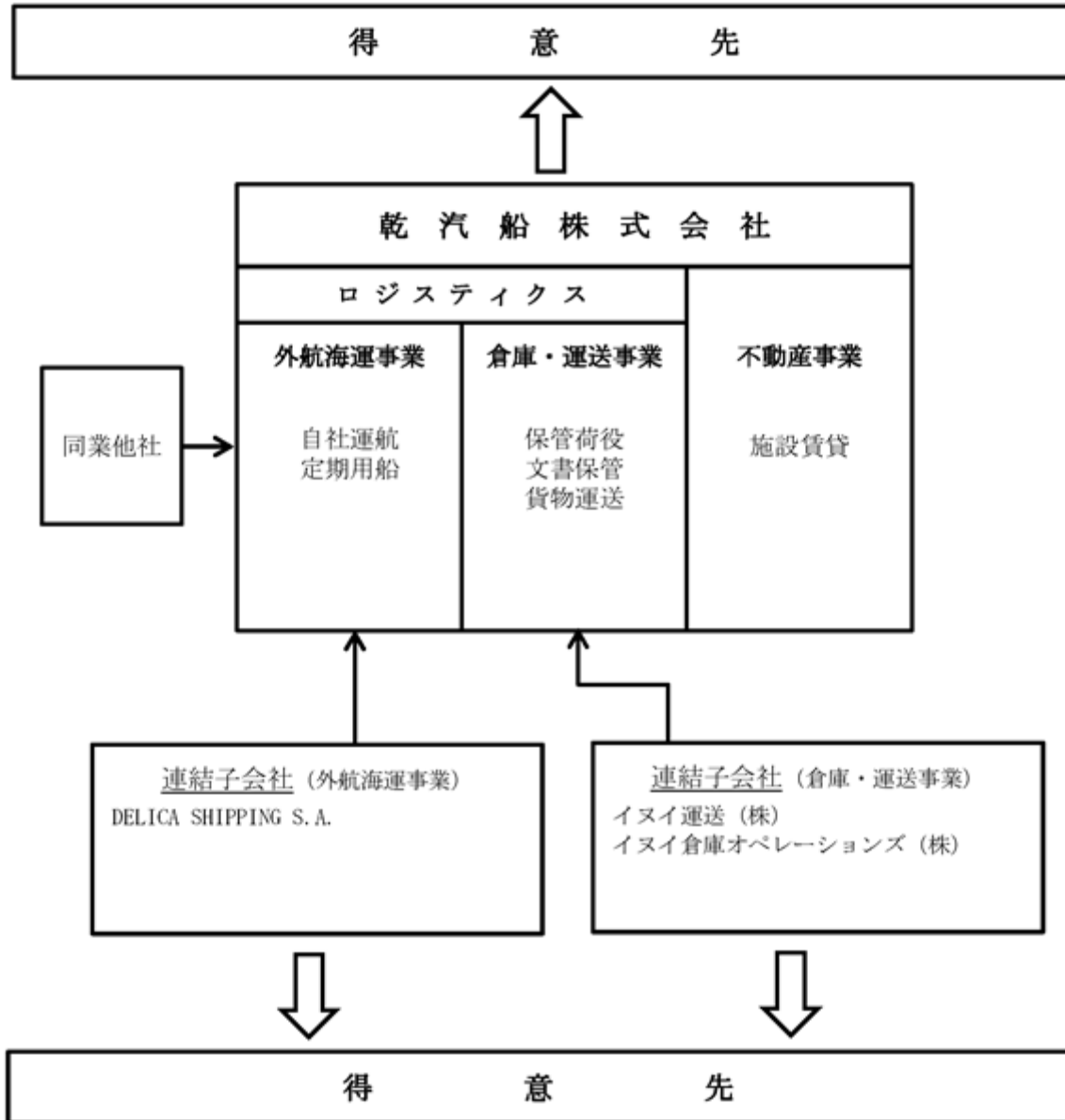
イヌイ運送(株)、イヌイ倉庫オペレーションズ(株)

不動産事業

勝どきエリアを中心に、自らが所有する住宅及び事務所等を賃貸する施設賃貸業を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
DELICA SHIPPING S.A. (注) 2、3	パナマ共和国	3	外航海運事業	100.00	当社海外社船の所有、当社への定期用船ならびに当社から資金の貸付をしております。 役員の兼任等...有
イヌイ運送株 (注) 2	東京都江東区	385	倉庫・運送事業	100.00	業務委託契約に基づき当社の保管業務、貨物運送業務を行っております。 当社の所有施設を賃借しております。 役員の兼任等...有
イヌイ倉庫オペレーションズ株	東京都中央区	20	倉庫・運送事業	100.00	業務委託契約に基づき、当社の保管業務、荷役業務、貨物運送業務を行っております。 当社の所有施設を賃借しております。 役員の兼任等...有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
 2. 特定子会社に該当しております。
 3. DELICA SHIPPING S.A.は、債務超過の状況にある会社であり、債務超過の額は5,323百万円です。

(2) 持分法適用関連会社

該当事項はありません。

(3) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
アルファレオホールディングス合同会社	東京都千代田区	1	投資業及び子会社管理業務	被所有 31.50	取引関係はありません。 役員の兼任等...無

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
外航海運事業	28	(4)
倉庫・運送事業	119	(63)
不動産事業	5	(1)
報告セグメント計	152	(68)
全社(共通)	20	(9)
合計	172	(77)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
68 (25)	42才10ヶ月	13年9ヶ月	8,975

セグメントの名称	従業員数(人)	
外航海運事業	28	(4)
倉庫・運送事業	15	(11)
不動産事業	5	(1)
報告セグメント計	48	(16)
全社(共通)	20	(9)
合計	68	(25)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社における労働組合は乾汽船従業員組合と称し、1954年1月本支店を統合した単一組合として発足し、2021年3月31日現在の所属組合員数は53名であります。

労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、2020年8月に中期経営計画（計画期間：2020年4月～2023年3月）を策定しております。計画の詳細は、当社ホームページをご参照ください。

(<http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>)

なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1. 経営の基本方針

当社の経営の基本方針については、資産の力を事業の力に、カイゼンは宝、「らしさ」の追求、という3つを定めております。

資産の力を事業の力に

勝どき・月島の不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。そして、外航海運も倉庫も資本投下型の事業です。これらの景気波動が異なる事業資産を組み合わせることで可変性のある資産ポートフォリオを形成し事業の基盤を支えていきます。

カイゼンは宝

我々の事業には現場があります。だからこそ、カイゼンは、全社員の共有化された価値(Shared Value)となりました。我らのカイゼンはステークホルダーを巻き込んだ全体最適を志向しています。日常化したカイゼンは弛まぬ前進を支えます。

「らしさ」の追求

当社の「らしさ」は少しずつ目に見えてわかるようになってきました。どれもこれも商売と真っ正面に向き合い、地道な努力を練り込みながら作り上げています。ちょっとやそっとでは壊れません。「らしさ」は差別化の源泉です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それが我々の存在意義であり、競争力です。

2. 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による個人消費の低迷が続き、未だ先行きの不確実性が高い状況が継続しております。世界経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増加している一方で、製造業を中心に回復傾向にありますが、依然として景気の先行きは不透明な状況となっております。

外航海運事業におけるハンディ船市況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で期初に一時的に大きく下落しましたが、その後は順調に回復し、当連結会計年度終盤には損益分岐点を大きく上回る水準に上昇いたしました。一方、船員交代問題や船舶修繕ドックにおけるリモート対応等の安全航行維持に対する課題は多く継続しており、これらによる費用増大も続きました。

倉庫・運送事業に関連し、物流業界におきましては、貨物保管残高は前年同期をやや上回る水準で推移しましたが、貨物取扱量は国内経済活動全般が抑制され荷動きが鈍化したことから前年同期を下回る水準で推移いたしました。

不動産事業に関連し、都心部の賃貸オフィスビル市況は、低水準で推移していた空室率が緩やかに上昇しており、今後も、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークの普及により、オフィス需要の鈍化が懸念されます。その一方で、東京23区の賃貸マンション市況については引き続き堅調に推移しております。

中長期的な会社の経営戦略

1)外航海運事業

・事業方針

船隊の最適活用へ

・施策

大切な商売道具である船の「ご長方・お達者」は、環境規制対応で新造船発注が難しくなってきた時流に良く合います。揚げ地から積み地への空荷航海の極小化を目論む「BABA」はVIBとスクラバー搭載船で更なる進化を目指します。船隊の安全運行管理を促進させるSCS(Ship-Communication-System)を使い「洋上のカイゼン」に挑み、また、国外営業拠点の新設も計画しました。

2)倉庫・運送事業

・事業方針

新たなロジスティクスバリューの創出

・施策

着荷主までを巻き込んだ配送のムラ取り「バラちらし」は、名誉ある賞を授けてくれました。逆風下でも力強く進める力があります。多くの企業とNetworkを構築したり、協業したり、情報共有する仕掛けを開発し、促進させています。そして何より、Fun to Workを掲げる我等の現場は今日も元気です。

3)不動産事業

- ・事業方針

 - 「住み心地」の提供

- ・施策

 - 資金調達力と日々の収益という重要な役目を長期安定的に果たすには、勝どきが永続的に「良い街」でなくてはなりません。余剰容積のある施設の再開発計画の検討に着手していますが、急がず慌てず周辺開発や既存の街との調和を良く見ながら新しい「良い街」を考えていきます。目指すのは「住まう人」とつくる「住み心地」です。

3.優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

外航海運事業の立て直しを優先かつ重要な課題と捉えております。当社の業容であるハンディ船の船腹は、今後も続く大型の環境規制を考慮しますと、新規供給が難しい環境にあり、緩やかながら減少することが予想されます。世界に遍在しており、世界人口の増加と強い相関を持つバルク資源材は、世界の平和を前提とした場合には緩やかに需要が増加します。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により一時は大きく下落した市況も、現下は回復し高水準で推移しておりますが、米中経済戦争や新型コロナウイルス感染症の更なる拡大などの予測しがたい世界の不和や自然の変調は、貨物需要を収縮させます。船腹供給とバルク材需要の大きなシナリオは変わらないものの、不定期なマイナスの影響を如何に小さくするかも重要です。前中期経営計画では、需要の収縮に弱い長期借船を大きく減じてきたことで耐力も向上されてきました。既存自社船隊を中心に環境規制に対応できる船隊の整備を進めてきた経緯を踏まえ、今後もより一層の長寿命化と効率配船を軸とした船隊の最適活用を推進してまいります。

また配当方針については、運賃市況のボラティリティの高い外航海運事業と、中長期視点で景気波動の異なる倉庫・運送事業及び不動産事業という3つの事業セグメントからなる当社の事業特性を踏まえた、以下に記載の従来の方針を継続します。

- ・従来どおり「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針とします。
- ・業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準を定め、「悪いとき」には減配もありますが、無配を前提にはしません。
- ・また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を提案してまいりたいと考えます。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、次のようなものがあります。なお、本項における将来に関する事項は、当社グループが当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(特に重要なリスク)

(1) 船舶の安全運航、環境問題によるリスク、または、海難事故によるリスク

2020年度は日本企業が関与する船舶によって、モーリシャス油濁事故とスエズ運河封鎖事故に代表されるように、歴史的な海運大事故が発生しております。これらの事故は、自然環境や、世界の安定航海に良くない影響を与えました。当社船隊におきましても、安全な運航は最上位に位置付けられておりますが、船舶管理は、そもそも遠隔の管理であり、また、自然を相手にする場合も多く、安全を守るのが大変難しい業務です。コロナ禍の現下の状況においては、まずは、適切な船員交代を第一の課題として注力するとともに、中長期的視点での管理体制のデジタル的進化を確立させるべく中期経営計画に沿った検討を促進しております。

(2) 事業環境変動のリスク

外航海運事業においては、世界各国の経済動向、政治的・社会的要因が事業に影響を及ぼす可能性があります。特に主要な船舶の就航区域である、中国、アメリカ、大洋州（またはオセアニア）、ASEANの景況は運賃及び不定期船市況に影響を及ぼします。2021年度は、高騰する市況の恩恵を受けながらも、荷主企業とのより良い関係の再構築を兼ねて、1年未満の中長期貸船や連続航海を前提とした契約獲得を推進し、業績の急回復を確かなものとする施策を推進中です。

倉庫・運送事業においては、景気動向の変化及び顧客企業の物流コスト抑制・事業再編等が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社は、安定的な収益を上げている文書保管・トランクルーム事業において、新たな文書保管施設を建設し、既存施設からの集約を行うことで、収益性向上を図っております。

不動産事業においては、首都圏における賃貸市場の需給バランスの変化や市況動向等の影響を受ける可能性があります。

(3) 自然災害、人災等によるリスク

当社グループは、外航海運事業、倉庫・運送事業、不動産事業を展開するにあたり、多くの船舶や施設を有しております。そのため、地震、暴風雨、洪水その他の自然災害、事故等が発生した場合には、船舶や施設の毀損等により、当社グループの事業に悪影響を及ぼし、また、所有資産の価値の低下につながる可能性があります。

特に、不動産事業においては、所有する施設が勝どき・月島エリアに集積していることから、このエリアで大規模災害が発生した場合には、不動産事業に甚大な支障を来す可能性があります。そのような状況において、当社は、収益の多くを勝どき・月島エリアに頼る構造となっているため、会社事業への影響悪化も甚大となる可能性があります。再開発時には、地震に対して強い構造への変換（2004年制震、2015年低層）を念頭におき、次なる再開発の計画を進めております。また、主導的積極的に、住民と共に災害への備えを行っております。

(4) 資産価格変動のリスク

当社グループが保有する資産（船舶、土地、建物、投資有価証券等）の収益性や時価が著しく下落した場合には、減損または評価損が発生する可能性があります。

当連結会計年度において、投資有価証券の時価が下落したことによる投資有価証券評価損（6百万円）および固定資産の収益性が下落したことによる減損損失（59百万円）を特別損失として計上しております。今後収益性や時価が更に下落した場合には、減損または評価損が発生し、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、不動産資産については、その担保価値を利用して資金調達を行っており、資産価値が下落した場合には資金調達へ影響を及ぼす可能性があります。

(重要なリスク)

(1) 各種規制変更のリスク

当社グループは、現時点の規制及び基準等に従って事業を展開しております。将来における規制及び基準等の変更並びにそれらによって発生する事態が、当社グループの業務遂行及び業績等に影響を与える可能性があります。

(2) 金利変動のリスク

当社グループの設備資金及び運転資金は、その大部分を金融機関より調達しております。調達した資金の金利リスクについては、金利スワップ取引による金利の固定化や有利子負債の削減等でヘッジするべく努めておりますが、変動金利で調達している資金については、金利変動の影響を受ける可能性があります。また、金利の変動により、将来の資金調達コストに影響を与える可能性があります。

(3) 情報システムのリスク

当社グループは、基幹業務システムについて情報セキュリティや自然災害に対する安全対策をとる等、コンピューターの運用を含めた安全管理を図り不正アクセスを防止・監視する管理体制をとっておりますが、外部からの不正侵入により当社に重大な損害が発生する可能性があります。

(4) 船舶の安全運航、環境問題

当社グループは、SOLAS条約（海上人命安全条約）に基づくISMコード（International Safety Management Code / 国際安全管理規則）及びISPSコード（International Ship and Port Facility Security Code / 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律）等の条約適合証書を取得し、それらをグループ内に浸透させ運用しております。また、当社は2006年6月に環境マネジメントシステムについての国際規格である「ISO14001」の認証を取得し、安全管理に加えて環境管理の面においても強化を図っておりますが、海難事故発生時には、当社グループの主要な事業資産である船舶の破損により物理的被害が生じると同時に、人的被害及び環境破壊が発生する可能性があります。

また、油濁事故等による海洋汚染が発生した場合、当社グループの外航海運事業及び業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 為替レートの変動

当社グループにおける外航海運事業の売上高の大部分は、米ドル建ての運賃及び定期貸船料が占めております。一方で、運航費や用船料（借船料）、船員費・潤滑油費等の主な費用については米ドル建ての割合が高いものの、国内で発生した船舶修繕費や一般管理費の多くが円建てであります。費用のドル化を進めているものの、米ドル建て収入と米ドル建て費用の収支のバランスによって、米ドル建て取引の円換算時において、為替変動が損益に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、為替換算の実現差損の縮小を図るため、円売りドル買いやドル売り円買いの為替取引を極力行わないよう円資金とドル資金それぞれでの資金繰り管理を行っております。

また、当社グループは、外貨建ての資産及び負債を保有しており、その資産と負債の差額が、為替変動によって、決算時評価損益として収支に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 船舶燃料価格の変動

船舶運航に必要な船舶燃料については、SPOT契約においては都度足元の燃料価格あるいは船舶が保有する燃料価格に基づき運賃を算出しているため、燃料価格変動を運賃へ転嫁しております。しかし、急激に変動した場合は、運賃へ転嫁できず運航船の収支に影響を及ぼす可能性があります。そのため、燃料価格が国内に比べ安価なシンガポール、ロシア等で調達することや、先物予約によるヘッジにより、燃料費の安定化に努めております。

(7) 借入金の財務制限条項

当社グループの借入金の一部には、財務制限条項が付されているものがあり、これに抵触した場合には、期限の利益喪失等、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症によるリスク

外航海運事業においては、新型コロナウイルス感染症による船員交代が最大の問題となっております。乗下船国での出入国規制等により、スムーズな乗組員交代が出来ない状況が継続しております。乗船の長期化による乗組員の身体面、精神面での不調が発生するリスクが高まり、その結果、安全航行への懸念も強まります。そのため、当社においては、配船を工夫しながら船員交代が可能な港（主にフィリピン）に離路して交代を行っております。また、突発的な船舶の機器不良等の緊急修理が必要な事態においても、機器の搬送や技師の派遣が難しい状況にある等、安定した安全航行を維持するのが厳しい環境にあります。

倉庫運送事業においては、特に引越業が、国内の外出規制等により人の移動が減少することに伴う引越需要の減少により、大きな影響を受ける可能性があります。

不動産事業においては、シェア型企業寮、月島壮においては、その物件特性からクラスター感染発生のリスクが否めません。特段の注意をしながら、契約企業と入寮者の協力を得ながら、感染リスクの低下に努めております。しかしながら、その物件特性から、入居率低下のリスクは存在します。また、新型コロナウイルス対策や働き方改革に伴うテレワークの増加等により都心部の賃貸オフィスビルの空室率が緩やかに上昇しておりますが、現時点における当社賃貸物件への影響は限定的なものであります。また、特に影響を受けやすい商業店舗は、売上高に占める割合が極めて小さいため、影響は軽微であると認識しております。

また、当社グループは、在宅勤務の導入、時差出勤など感染拡大防止の措置を講じておりますが、従業員が新型コロナウイルスに感染し、社内での感染が拡大した場合には、円滑な業務遂行に影響が生じる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による個人消費の低迷が続き、未だ先行きの不確実性が高い状況が継続しております。世界経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増加している一方で、製造業を中心に回復傾向にありますが、依然として景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

当連結会計年度末における総資産は、現金及び預金の減少等により前連結会計年度末比593百万円減の52,461百万円となりました。負債は、借入金の増加等により前連結会計年度末比383百万円増の34,451百万円となりました。純資産は、利益剰余金の減少等により前連結会計年度末比976百万円減の18,009百万円となりました。この結果、自己資本比率は35.8%から34.3%になりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高は前年同期比2,907百万円減収（13.3%）の18,879百万円、営業損益は前年同期比349百万円減益の1,233百万円の損失、経常損益は前年同期比248百万円減益の1,329百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は前年同期比1,266百万円減益の1,186百万円の損失となりました。

当社グループのセグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるハンディ船市況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で期初に一時的に大きく下落しましたが、その後は順調に回復し、年度終盤には損益分岐点を大きく上回る水準に上昇いたしました。一方、船員交代問題や船舶修繕ドックにおけるリモート対応等の安全航行維持に対する課題は多く継続しており、これらによる費用増大も続きました。このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、売上高は、前連結会計年度における保有船舶の売船や長期借船返船に伴う稼働日数の減少等により前年同期比2,362百万円減収（18.6%）の10,371百万円、セグメント損益は新型コロナウイルスの感染拡大による船舶の維持管理コスト増加の影響等により前年同期比108百万円悪化し、2,709百万円の損失（前年同期は2,601百万円の損失）となりました。

セグメント資産は、船舶の取得による有形固定資産の増加等により前連結会計年度末比70百万円増加し、25,476百万円となりました。

倉庫・運送事業（ロジスティクス）

物流業界におきましては、貨物保管残高は前年同期をやや上回る水準で推移しましたが、貨物取扱量は国内経済活動全般が抑制され荷動きが鈍化したことから前年同期を下回る水準で推移いたしました。このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、一般貨物に係る倉庫事業では既存荷主の取扱物量が減少いたしました。新規顧客の獲得やスポット案件の受注の積み上げが寄与し、取扱高は小幅な減少に留まりました。一方で、連結子会社の引越業では、新型コロナウイルスの感染拡大による需要減退に伴い、取扱高が大幅に減少いたしました。結果として、売上高は前年同期比479百万円減収（10.9%）の3,904百万円となりました。セグメント損益は、上述の引越業における取扱高の減少や2020年4月稼働の新設文書倉庫における減価償却費の増加等により前年同期比244百万円減益の198百万円の損失（前年同期は45百万円の利益）となりました。

セグメント資産は、倉庫建設による有形固定資産の増加等により前連結会計年度末比592百万円増加し、5,073百万円となりました。

不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は低水準で推移していた空室率が緩やかに上昇しており、今後も、新型コロナウイルスの感染拡大を契機としたテレワークの普及により、オフィス需要の鈍化が懸念されます。その一方で、東京23区の賃貸マンション市況については引き続き堅調に推移しております。このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、既存賃貸物件は概ね安定して高稼働を維持しております。集客が困難となった店舗テナントへの賃料減免や一部の既存賃貸物件の若干の稼働率低下により、売上高は前年同期比65百万円減収（1.4%）の4,603百万円、セグメント利益は前年同期比63百万円減益（2.5%）の2,489百万円となりました。

セグメント資産は、主に既存賃貸物件の減価償却費の計上等により前連結会計年度末比287百万円減少し、13,238百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、税金等調整前当期純損失1,394百万円（前年同期は税金等調整前当期純利益131百万円）を計上したこと等により、前連結会計年度末と比較して2,207百万円減少し、7,137百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動の結果として得られた資金は、2,431百万円（前年同期比35.0%増）となりました。これは主として、非資金損益項目である減価償却費3,214百万円等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動の結果として使用した資金は、4,629百万円（前年同期比20.1%減）となりました。これは主として、固定資産の取得による支出等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動の結果として使用した資金は、65百万円（前年同期は1,875百万円の資金の獲得）となりました。これは主として、長期借入金の返済及び調達並びに設備関係割賦債務の返済等によるものです。

(3) 生産、受注及び販売の状況

売上高

当連結会計年度における売上高をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比(%)
外航海運事業(百万円)	10,371	81.4
倉庫・運送事業(百万円)	3,904	89.1
不動産事業(百万円)	4,603	98.6
合計(百万円)	18,879	86.7

(注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の売上高及び当該売上高の総売上高に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
東急住宅リース㈱	2,291	10.5	2,262	12.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

船舶の稼働状況

船名	第100期(2019年4月1日～2020年3月31日)				第101期(2020年4月1日～2021年3月31日)			
	総日数 (日)	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	補足	総日数 (日)	稼働日数 (日)	稼働率 (%)	補足
KEN SAN	310	302	97	2月 売船	-	-	-	
KEN TEN	354	331	93	3月 売船	-	-	-	
KEN GOH	366	352	96	6月 臨時修繕	365	360	99	
KEN YU	326	317	97	2月 売船	-	-	-	
KEN REI	366	366	100		365	360	99	
KEN MEI	366	366	100		365	360	99	
KEN HOU	366	331	90	11月 定期検査	365	362	99	
KEN SEI	366	366	100		365	347	95	5月 定期検査
KEN TOKU	366	366	100		365	332	91	8月 定期検査
KEN KON	366	366	100		365	365	100	
KEN EI	366	366	100		365	362	99	
KEN SHIN	366	296	81	10月 定期検査	365	362	99	
KEN JYO	366	366	100		365	361	99	
KEN HOPE	366	366	100		365	317	87	10月 定期検査
KEN BOS	222	222	100	8月 竣工	365	364	100	
KEN ANN	147	147	100	11月 竣工	365	363	100	
KEN BREEZE	366	342	93	12月 中間検査・船名 変更	365	233	64	臨時修繕
KEN SPIRIT	366	344	94	8月 中間検査・船名 変更	365	352	96	
KEN RYU	366	349	95	10月 中間検査・船名 変更	365	360	99	
KEN UN	366	365	100		365	290	80	12月 定期検査・船名 変更
KEN YO	366	366	100		365	338	93	9月 中間検査
KEN VOYAGER	366	362	99		365	289	79	9月 定期検査
KEN SKY	366	366	100		365	343	94	9月 定期検査
KEN VISTA	366	336	92	8月 中間検査・船名 変更	365	362	99	
KEN HARU	-	-	-		15	15	100	3月 竣工
他社定期用船	1,822	1,783	98		1,157	1,151	99	
合計又は平均	10,136	9,838	97		8,837	8,350	94	

(注) 以下の船舶については、当連結会計年度に船名を変更しております。旧船名は()内に記載しております。

KEN UN (ULTRA LASCAR)

主要品目別輸送量

船名	第100期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)						
	木材 (キロトン)	穀物 (キロトン)	石炭 (キロトン)	セメント (キロトン)	スラグ (キロトン)	その他 (キロトン)	合計 (キロトン)
KEN SAN	-	-	20,280	46,420	-	16,500	83,200
KEN TEN	-	-	102,475	67,535	-	16,500	186,510
KEN GOH	31,805	100,153	-	-	-	30,520	162,477
KEN YU	-	-	79,991	87,380	-	-	167,371
KEN REI	95,061	-	-	-	27,500	-	122,561
KEN MEI	-	26,330	-	-	56,158	43,250	125,738
KEN HOU	-	51,492	-	-	76,051	52,595	180,138
KEN SEI	-	68,952	-	-	27,500	-	96,452
KEN TOKU	-	102,321	27,500	-	-	-	129,821
KEN KON	-	30,191	-	41,001	-	169,211	240,403
KEN EI	-	103,313	-	-	-	-	103,313
KEN SHIN	-	95,662	-	-	27,500	-	123,162
KEN JYO	111,603	70,199	-	-	-	25,000	206,803
KEN HOPE	125,439	-	-	-	30,250	30,184	185,873
KEN BOS	76,634	-	-	-	30,000	-	106,634
KEN ANN	79,478	34,193	-	-	-	-	113,671
KEN BREEZE	-	35,852	-	-	-	33,000	68,852
KEN SPIRIT	-	26,500	-	-	-	-	26,500
KEN RYU	56,527	-	22,000	-	21,350	30,410	130,287
KEN YO	-	30,278	-	26,100	-	51,325	107,704
KEN SKY	-	52,377	27,030	22,000	-	15,905	117,311
KEN VISTA	155,511	36,056	-	-	-	55,521	247,088
他社定期用船	-	203,003	66,368	69,960	-	48,750	388,082
合計	732,058	1,066,871	345,644	360,396	296,309	618,671	3,419,949

- (注) 1. 上記は、当社の自社運航による輸送量のみを記載し、他社への貸船による輸送量は除外しております。
2. 以下の船舶については、当連結会計年度に船名を変更しております。旧船名は()内に記載しております。
 KEN BREEZE (ISS BREEZE)、KEN SPIRIT (ISS SPIRIT)、KEN RYU (ISS CANTATA)、KEN VISTA (SANTA VISTA)

船名	第101期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)						
	木材 (キロトン)	穀物 (キロトン)	肥料 (キロトン)	セメント (キロトン)	石炭 (キロトン)	その他 (キロトン)	合計 (キロトン)
KEN GOH	-	145,258	-	-	-	-	145,258
KEN REI	69,172	-	29,949	-	-	-	99,121
KEN MEI	-	26,330	-	28,350	-	68,631	123,310
KEN HOU	-	82,443	-	-	47,000	-	129,443
KEN SEI	-	29,153	-	-	-	-	29,153
KEN TOKU	-	27,417	-	-	-	44,001	71,417
KEN KON	-	94,044	-	30,671	-	42,008	166,723
KEN EI	-	94,737	-	-	-	-	94,737
KEN SHIN	-	83,058	-	60,162	-	25,400	168,620
KEN JYO	151,223	34,562	27,872	-	-	28,512	242,168
KEN HOPE	134,033	-	26,834	-	-	-	160,867
KEN BOS	188,768	32,534	26,881	-	-	-	248,183
KEN ANN	192,770	34,193	32,932	-	-	-	259,895
KEN SPIRIT	-	26,500	-	29,800	-	31,533	87,833
KEN RYU	96,503	30,626	51,896	-	-	30,410	209,435
KEN UN	-	31,550	-	-	-	-	31,550
KEN YO	-	-	-	-	33,000	-	33,000
KEN VOYAGER	-	-	-	66,000	-	37,000	103,000
KEN SKY	-	24,669	-	-	39,000	42,830	106,499
KEN VISTA	154,740	-	63,413	-	-	-	218,153
KEN HARU	-	-	25,000	-	-	-	25,000
他社定期用船	-	71,300	-	66,000	55,408	105,799	298,508
合計又は平均	987,208	868,371	284,777	280,983	174,408	456,124	3,051,871

(注) 上記は、当社の自社運航による輸送量のみを記載し、他社への貸船による輸送量は除外しております。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度は中期経営計画「Beyond120」の初年度となりました。

外航海運事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大により将来を予測することが難しい状況における中期経営計画の公表でしたが、中期経営計画公表後の海運市況は順調に回復し、売上高、営業損益において、計画値を上回りました。

倉庫・運送事業におきましては、カイゼン活動によるコストコントロールの効果によって、売上高、営業損益において、計画値を上回りました。

不動産事業におきましては、適正な賃料設定により、各物件ともに概ね安定した高稼働を維持しております。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、現金及び預金の減少等により、前連結会計年度末比593百万円減の52,461百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、借入金の増加等により、前連結会計年度末比383百万円増の34,451百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、利益剰余金の減少等により、前連結会計年度末比976百万円減の18,009百万円となりました。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、前年同期比2,907百万円減収（13.3%）の18,879百万円となりました。これは主として、外航海運事業における保有船舶の売船や長期借船返船に伴う稼働日数の減少等によるものです。外航海運事業におけるハンディ船市況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で期初に一時的に大きく下落しましたが、その後は順調に回復し、年度終盤には損益分岐点を大きく上回る水準に上昇し、その結果、年間平均のハンディ船市況は前連結会計年度と概ね同水準（約7,000ドル）となりました。

セグメント別の売上高については、「1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(営業損益)

当連結会計年度における営業損益は、前年同期比349百万円減益の1,233百万円の損失となりました。これは主として、倉庫・運送事業における引越取扱高の減少や2020年4月稼働の新設文書倉庫における減価償却費の増加等によるものであります。また、外航海運事業における新型コロナウイルス感染拡大の影響により、船員交代問題やドックのリモート対応等の必要性は継続しており、船舶の維持管理コスト増大の影響が継続いたしました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損益は、前年同期比1,266百万円減益の1,186百万円の損失となりました。これは主として、前連結会計年度において計上したシンガポール子会社の子会社清算益444百万円および船舶3隻等の売却による固定資産売却益807百万円が剥落したことに加え、当連結会計年度において繰延税金資産を追加計上し、法人税等調整額218百万円を計上した影響等によるものであります。

今後の見通しにつきましては、外航海運事業では新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により一時は大きく下落した市況も、現下は回復し高水準で推移しており、今後も米国や中国を中心に旺盛な資源需要が予想され、バルク貨物荷動きの増加や船舶に対する環境規制強化の影響による船腹需給の引き締まりにより、ハンディ船市況は堅調に推移することが予想されます。一方、欧州やインド等一部地域では新型コロナウイルスの再拡大によるロックダウンが再発しており、今後もコロナウイルスによる実体経済の停滞シナリオや、新興国の経済危機や株バブルの崩壊など突発的な経済危機が発生するリスクも想定されます。

倉庫・運送事業では、一般貨物や文書保管に係る倉庫事業においては、新型コロナウイルス感染の影響は限定的であるものと見込んでおります。他方、需要が減退している引越事業においては、事務所移転の需要改善等により徐々に回復の兆しが見られますが、転勤引越需要の減少等の影響を引き続き受けており、予断を許さない状況が続いております。そのような状況の中、コストを抑えつつも、社会課題となっているドライバーの高齢化や人材不足等の課題に対しても取り組み、安全で働き甲斐のある労働環境づくりを推進し、需要の回復に備えていきます。

不動産事業では、シェア型企業寮、月島壮の入居率が低下しております。物件の特性から、コロナ禍の状況によっては回復が期待できない可能性もあります。また、新型コロナウイルス対策や働き方改革に伴うテレワークの増加等により都心部の賃貸オフィスビルの空室率が緩やかに上昇しております。現時点における当社賃貸物件への影響は限定的なものではありますが、今後の状況を慎重に見極めた対応を必要としております。経営成績に重要な影響を与える要因について
経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

財務政策

当社グループは、外航海運事業において、米ドル建てによる収入を得る一方で、従業員に対する給与の支払など円建てによる支出もあるため、為替変動による影響を受けやすい環境にあります。そのため、円・米ドル双方の通貨建てによる収益がある場合には、双方の通貨を多く保有することで、為替変動による資金効率の悪化を抑えることとしており、当社の現預金の保有は、他業種と比較して、事業規模に比して多くなる傾向にあります。また、運賃市況が悪い時は、船価は低く、絶好の船舶購入の機会が到来しますが、運賃市況の低迷時には、融資案件を成約させるのは大変な苦労が伴うため、手元資金が十分でなければ、絶好の船舶購入の機会を逃すこととなります。一定の現預金を保有して、商機を逃さないよう準備を整えております。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は500百万円であります。

また、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は29,139百万円、現金及び現金同等物の残高は7,137百万円となっております。

資金需要

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、船舶の購入や重要な不動産資産の資産価値の維持等に係る設備資金、運転資金、借入金の返済、配当金の支払い等であります。また、容積率に余裕のある「プラザ勝どき（賃貸マンション）」において、建替えにより床面積を大幅に増加させ、将来の中長期的な収益性を向上させるべく、現在、大型再開発の検討を進めております。資金計画等については何ら決定した事実はありませんが、現状、工事費のみで数百億円規模となることが見込まれており、その実現に向けた資金面での備えが必要となります。

資金調達

当社グループは現在、運転資金については内部資金又は金融機関からの短期借入金により充当し、設備資金については、設備投資計画に基づき、調達計画を作成し、内部資金又は金融機関からの長期借入金により調達を行っております。また、主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、当社保有の不動産資産の一定の含み益を背景に、超長期に資産から資金を抽出するアセットバックローンや、不動産資産の含み益を活用したファイナンス等、当社グループの事業活動の維持拡大に必要な資金を安定的に確保し、事業の基盤を整えております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「第5 経理の状況」の「1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について」に記載のとおり、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社グループは、特に以下の会計上の見積りが当社グループの財務諸表に重要な影響を与えるものと考えております。

固定資産の減損処理

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として事業所別等の管理会計上の区分を単位としてグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。回収可能価額の評価の前提条件には、投資期間を通じた将来の収益性の評価や資本コストなどが含まれますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の当該資産グループを取り巻く経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、減損損失の計上が必要となる場合があります。

2021年3月31日現在のセグメントごとの有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額は以下のとおりです。

セグメント	主な資産	金額（単位：百万円）
外航海運事業	船舶等	20,515
倉庫・運送事業	倉庫用の土地、建物及び構築物等	3,742
不動産事業	賃貸住宅や賃貸オフィス用の建物及び構築物等	13,180
その他	全社資産	153
計		37,591

（外航海運事業）

当社保有船舶全船を1船団としてグルーピングを行っております。今後、海運市況の悪化等により固定資産の収益性が低下した場合は、減損損失の計上の可能性があります。

なお、2016年3月期において、主に船舶について13,960百万円の減損損失を計上しております。この際の回収可能額は正味売却価額により測定しており、第三者により合理的に算定された評価額により算定致しました。

（倉庫・運送事業）

主に事業所別にグルーピングを行っております。当連結会計年度において、一部事業所の収益性の低下が認められたため、減損損失（59百万円）を特別損失として計上しております。

（不動産事業）

主に事業所別にグルーピングを行っております。新型コロナウイルス感染症拡大による不動産市況の先行き懸念はあるものの、当社保有物件は簿価に比して多くの含み益を有しており、多額の減損損失の計上の可能性は低いものと認識しております。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の回収可能性が低下した場合に評価性引当額を計上することとしております。評価性引当額の計上に関する必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得及び慎重かつ実現性の高い継続的な税務計画を検討しますが、繰延税金資産の一部又は全部を将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に、計上金額の純額を上回る繰延税金資産を今後実現できると判断した場合は、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を収益として計上します。

当連結会計年度末においては繰延税金資産を216百万円計上しております（但し、繰延税金負債との相殺消去により連結貸借対照表上は計上しておりません。）。詳細につきましては「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照ください。

航海日割基準に基づく収益認識

当社グループは、期末日を跨ぐ航海（期跨り航海）については、各航海の海運業収益総額に、見積総航海日数に対する期末日時点の進捗率を乗じて見積り計上しております。海運業収益の測定方法に含まれる総航海日数の見積りは、将来の航行スケジュールや予想停泊期間等の仮定を用いておりますが、将来の航行スケジュールは見積りの不確実性が高く、気象海象や港の混雑状況等によって変動します。総航海日数が変動した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。また、航海完了後に見積りと実績の比較を行い、見積りの合理性を確認しております。

当連結会計年度において航海日割基準に基づき計上した海運業収益の金額は778百万円であります。詳細につきましては「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」をご参照ください。

(4) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、2020年度8月に中期経営計画（計画期間：2020年4月～2023年3月）を策定しております。計画の概要は、当社ホームページをご参照ください。

(https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/ir_material3/145286/00.pdf)

中期経営計画の1年目である当連結会計年度の達成・進捗状況は次のとおりであります。

指標	計画値	実績値	計画比
売上高	18,160百万円	18,879百万円	720百万円
営業利益	2,007百万円	1,233百万円	774百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,218百万円	1,186百万円	1,032百万円
ROE（自己資本利益率）	12.4 %	6.4 %	6.0ポイント

売上高は、計画比720百万円増収（+2.7%）の18,879百万円となりました。これは、主に外航海運事業において、ハンディ船市況回復による増収要因があったこと等によるものであります。2020年度のハンディ船市況は、平均1日あたり約7,000ドルであり、計画値6,400ドルを上回りました。

営業損益は、外航海運事業におけるハンディ船市況が回復した影響等により、計画比+774百万円増収の1,233百万円の損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、上記の営業損失改善の影響に加え、繰延税金資産を追加計上し、法人税等調整額218百万円を計上した影響等により、計画比1,032百万円増益の1,186百万円の損失となりました。

ROEは、当期純利益の増加により計画比6.0ポイント増加し6.4%となりました。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は4,577百万円であります。

そのセグメントごとの内訳は、次のとおりであります。

外航海運事業	3,362百万円
倉庫・運送事業	887百万円
不動産事業	322百万円
その他	6百万円

外航海運事業において、当連結会計年度において竣工した船舶1隻に対し、当連結会計年度中に1,994百万円投資しております。

倉庫・運送事業において、当連結会計年度において竣工した文書保管倉庫1棟に対し、当連結会計年度中に836百万円投資しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都中央区ほか)	全社	事務所等	11	-	- (-)	60	72	20 (9)
東京地区 (東京都足立区ほか)	倉庫・運送事業	倉庫設備	82	4	48 (1,982)	69	204	15 (2)
東京地区 (東京都中央区ほか)	不動産事業	賃貸設備	12,933	4	276 (27,819)	66	13,280	5 (1)
東京地区 (東京都中央区)	外航海運事業	船舶設備	-	-	- (-)	74	74	28 (4)
千葉地区 (千葉県八街市ほか)	倉庫・運送事業	倉庫設備	1,517	1	808 (57,553)	786	3,114	- (-)
埼玉地区 (埼玉県川越市)	倉庫・運送事業	倉庫設備	-	0	- [-]	-	0	- (-)
神奈川地区 (横浜市中区ほか)	倉庫・運送事業	倉庫設備	-	1	- [-]	-	1	- (9)
神奈川地区 (横浜市中区)	不動産事業	賃貸設備	-	-	17 (17,289)	-	17	- (-)

(注) 1. 帳簿価額の「建物及び構築物」「土地」にはそれぞれ信託建物及び信託構築物、信託土地を含みます。また、帳簿価額の「その他」は工具、器具及び備品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定等であります。

2. [-]は連結会社以外からの賃借面積を外書で示してあります。

3. 従業員数の()は臨時従業員数を外書で示してあります。

4. リース契約による主な設備は次のとおりであります。

地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	設備の名称	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
本社 (東京都中央区ほか)	全社	事務所等	情報システム機器他	2	4

(2) 国内子会社

会社名	地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
イヌイ運送(株)	東京都江東区 ほか	倉庫・運送事 業	運送設備	37	24	187 (1,858)	0	250	51 (23)
イヌイ倉庫オ ペレーション ズ(株)	東京都中央区	倉庫・運送事 業	車両	-	-	-	29	29	53 (29)

(注) 1. 帳簿価額の「その他」は工具、器具及び備品、リース資産等であります。

2. 従業員数の()は臨時従業員数を外書で示しております。

(3) 在外子会社

会社名	地区別 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				船舶	建設 仮勘定	工具、器 具及び 備品	その他	合計	
DELICA SHIPPING S.A.	パナマ 共和国	外航海運事業	船舶	19,980	460	0	-	20,440	- (-)

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

提出会社

該当事項はありません。

在外子会社

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,072,960	26,072,960	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	26,072,960	26,072,960	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年10月1日	7,872,960	26,072,960	-	2,767	-	2,238

(注) 2014年10月1日付の旧乾汽船株式会社との経営統合(合併比率1:0.35)に伴う増加であります。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式 の状況(株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	29	25	115	52	7	2,897	3,125	-
所有株式数 (単元)	-	56,408	2,045	121,649	19,636	42	59,366	259,146	158,360
所有株式数の 割合(%)	-	21.77	0.79	46.94	7.58	0.01	22.91	100.00	-

(注) 1. 自己株式1,092,651株は「個人その他」に10,926単元及び「単元未満株式の状況」に51株含めて記載しております。

2. 証券保管振替機構名義株式1,050株は「その他の法人」に10単元及び「単元未満株式の状況」に50株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
アルファレオホールディングス合同会社	東京都千代田区永田町2丁目1番1号 山王パークタワー	7,819	31.30
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,283	5.14
松岡冷蔵株式会社	東京都港区港南5丁目3-23	962	3.85
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	848	3.39
乾 英文	兵庫県神戸市東灘区	698	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目1番3号	652	2.61
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人:BOFA証券株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON UNITED KINGDOM (常任代理人住所:東京都中央区日本橋1丁目4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	538	2.15
みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人:株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区八重洲1丁目2-1 (常任代理人住所:東京都中央区晴海1丁目8番12号)	501	2.01
有限会社武事務所	兵庫県神戸市東灘区森北町1丁目7-13-305号	488	1.96
尾道造船株式会社	兵庫県神戸市中央区江戸町104	473	1.90
計	-	14,265	57.11

(注) 当社は自己株式1,092,651株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,092,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,822,000	248,220	同上
単元未満株式	普通株式 158,360	-	-
発行済株式総数	26,072,960	-	-
総株主の議決権	-	248,220	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式及び当社所有の自己株式がそれぞれ50株及び51株含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 乾汽船株式会社	東京都中央区勝どき 1-13-6	1,092,600	-	1,092,600	4.19
計	-	1,092,600	-	1,092,600	4.19

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	849	0
当期間における取得自己株式	225	0

(注) 当期間における取得自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての処 分)	50,877	49	-	-
保有自己株式数	1,092,651	-	1,092,876	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらず一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

「良いとき」、「悪いとき」の判断基準及び「笑う」と「泣かない」の具体的な検討の指針は以下のとおりです。

・判断基準

連結当期純利益が、年間500百万円以下の場合を「悪いとき」、年間1,500百万円を超える場合を「良いとき」とします。そして基本となる配当性向の目標を30%と定めます。

「悪いとき」は、安定配当として1株当たり年間6円を目標とします。

「良いとき」は、連結当期純利益が年間1,500百万円を超える部分に対して配当性向50%の配当を目標とします。

「良くもなく、悪くもないとき」は、基本となる配当性向30%の配当を目標とします。

判断基準	連結当期純利益	配当目標計算基準
悪い	～500百万円以下	年間6円
基本	500百万円超～1,500百万円以下	連結当期純利益×配当性向30%・・・
良い	1,500百万円超～	(連結当期純利益 - 1,500百万円) × 配当性向50% + 基本配当

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当事業年度の配当は、1株当たり年間6円00銭(前期と同額)とすることを決定いたしました。また、次期の配当予想は、1株当たり配当金51円(連結ベースの配当性向：40.1%)を予定しております。

内部留保の用途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の株主総会または取締役会の決議年月日は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額
2020年11月12日 取締役会決議	74	3円00銭
2021年6月23日 定時株主総会決議	74	3円00銭

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

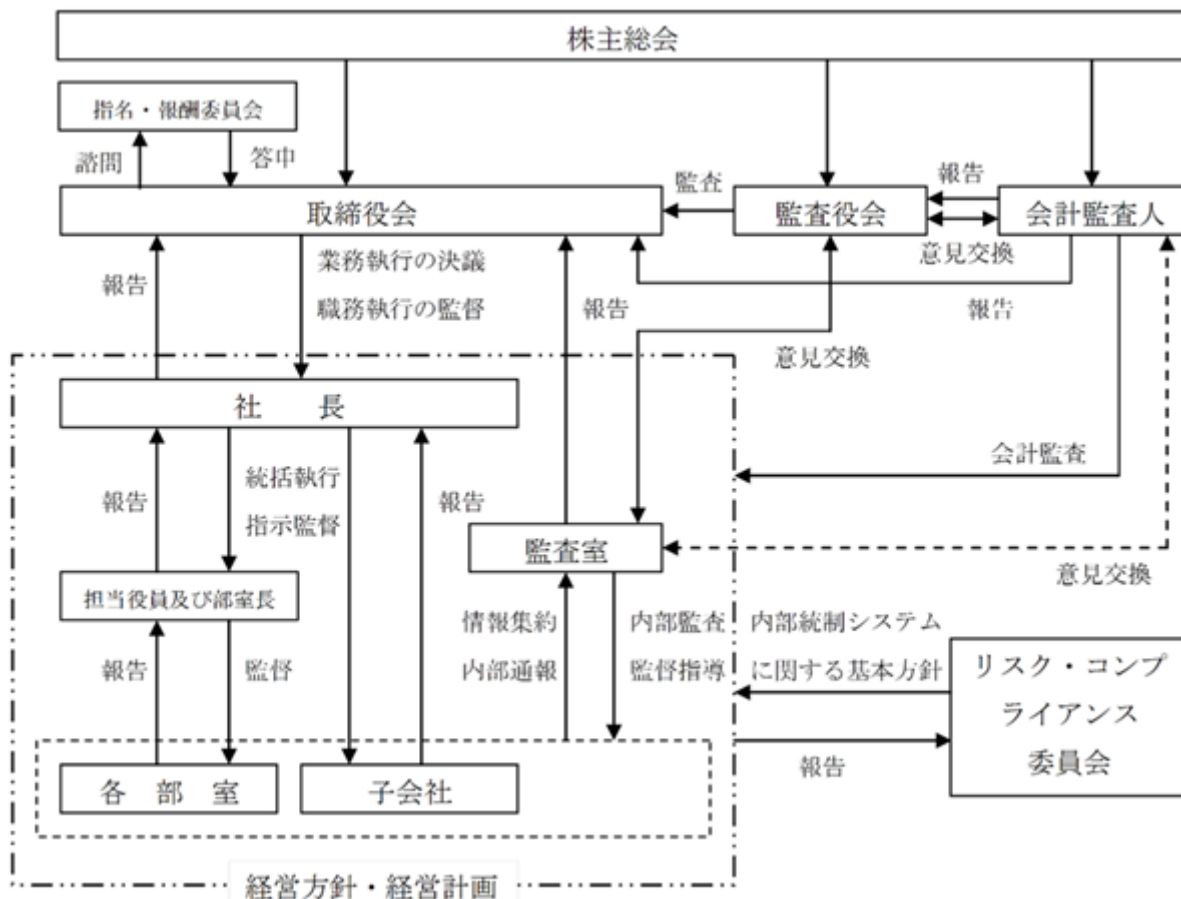
当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素で無駄のない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役5名のうち過半数に当たる3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。代表取締役1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の提出日現在における企業統治の体制図は、以下のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図



イ．企業統治の体制の概要

() 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 乾康之が議長を務めております。その他のメンバーは取締役 乾隆志、社外取締役 苦瀬博仁、社外取締役 神林伸光、社外取締役 村上章二の取締役5名（うち社外取締役3名）であります。取締役会は、法令及び定款で取締役会の権限として定められた事項のほか、業務執行上の重要事項を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、実効性の高い監督を行える体制としています。

() 監査役会

当社の監査役会は、監査役 加島昭久、社外監査役 山田 治彦、社外監査役 清水 豊の監査役3名(うち社外監査役2名)であります。監査役は高い専門知識と豊富な経験を有しており、これらの知識や経験を活かして、取締役会で適宜意見を述べております。

() 指名・報酬委員会

取締役会の諮問機関としての任意の指名・報酬委員会は、独立社外取締役 神林伸光(委員長)、独立社外取締役 苦瀬博仁、代表取締役 乾康之の3名であります。

取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議し、取締役会に答申します。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会を設けております。コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を、内部監査部門として監査室を設置しております。

今日、企業は様々に変化する経営環境に迅速かつ的確に対応し、株主、顧客、従業員に対する責任はもとより社会的責任もより一層強く求められております。

また、経営の健全性・効率性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化することは、経営のグローバル化が進むなかで、不可欠となっております。

このような観点から、執行役員制度を導入し、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めております。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備の状況)

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

イ. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

() 以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1) 法令の遵守

法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2) 顧客の信頼獲得

市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3) 相互発展

公明正大な取引関係の上取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4) 企業情報の開示

財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5) 株主・債権者の理解と支持

公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6) 役職員の連帯と自己発現への環境づくり

役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。

7) 個人情報等の適正な管理

個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

8) 政治・行政との関係

政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。

9) 反社会的勢力及び団体への対処

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10)環境問題への取り組み

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

- () 内部監査部門として監査室を設置
- () コンプライアンスに関する研修体制の整備
- () 監査室に公益通報及び相談窓口を設置

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「情報セキュリティ管理規則」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

ハ. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

二. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回以上（決算月は原則月2回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。また、取締役及び監査役が出席する経営会議を原則月2回（月1回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

ホ. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおり体制を確立しております。

- () 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。
- () 当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
- () 子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認められた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。
- () 子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

ヘ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

ト. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

チ．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

リ．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものいたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものいたします。

(リスク管理体制の整備の状況)

取締役及び幹部社員で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものいたします。不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と社外取締役全員(3名)及び社外監査役全員(2名)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(補償契約の内容の概要)

当社と取締役全員(5名)及び監査役全員(3名)は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をそれぞれ締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、同条第2項各号の費用等(上記各氏が任務懈怠責任を負う場合の損失及び悪意又は重大な過失により第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失等)を補償の対象外とするほか、上記各氏が悪意又は重大な過失により法令・定款その他の社内規程又は当社に対して負担する契約上の義務に違反したことが明らかで、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、及び、上記各氏が当社に対する誹謗中傷、情報漏洩又は競業行為その他の背信行為を行い、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、並びに、当社が上記各氏を提訴する場合(株主代表訴訟による場合を除きます。)の費用等を補償の対象外とすることにより、上記各氏の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、違法に利益又は便宜を得る行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為など一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全ての被保険者について全額当社が負担しております。

(取締役の定員)

当社は、取締役の定員を7名以内とする旨を定款に定めております。

(取締役の選任の決議要件)

当社は、取締役を株主総会において議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(取締役会にて決議できる株主総会決議事項)

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、取締役会決議により自己株式の買受けを行うことができるように、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項の定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針について

イ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者がどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在するなど、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行おうとする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

また、当社は、会社経営においては、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するような株主の皆様による経営の監視が重要であるとの認識の下、株主の皆様の共同の利益のためになされる正当な株主権の行使は尊重されるべきものと考えております。しかしながら、株主権の行使の中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるものも少なからず存在しますが、当社は、とりわけ、そのような株主権の濫用が、当社の経営権を有する者や当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者によって行われる場合、当該株主権の濫用に伴い当社に直接の損害が発生するととどまらず、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種施策を推進・展開するための貴重な時間と経営リソースが空費されてしまうおそれがあり、また、そのような者が当社の大株主であること自体が株主の皆様はもとより、当社の中長期的な企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれがあるため、株主権を濫用し、又は濫用しようとする者は、当社の経営権を有する者や当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与えることができる者として不適切であると考えております。

ロ．基本方針の実現に資する特別な取組み

() 当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより誕生いたしました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な環境変化があり、都度、業態業容には若干の変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、単一事業の変動から影響を受けにくい可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

1) 資産の力を事業の力に

勝どき・月島の不動産施設は収益力と資金調達力に優れた資産です。そして、外航海運も倉庫も資本投下型の事業です。これらの景気波動が異なる事業資産を組み合わせることで可変性のある資産ポートフォリオを形成し事業の基盤を支えていきます。

2) カイゼンは宝

我々の事業には現場があります。だからこそ、カイゼンは、全社員の共有化された価値(Shared Value)となりました。我らのカイゼンはステークホルダーを巻き込んだ全体最適を志向しています。日常化したカイゼンは弛まぬ前進を支えます。

3) 「らしさ」の追求

当社の「らしさ」は少しずつ目に見えてわかるようになってきました。どれもこれも商売と真っ正面に向き合い、地道な努力を練り込みながら作り上げています。ちょっとやそつとでは壊れません。「らしさ」は差別化の源泉です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それが我々の存在意義であり、競争力です。

上記のとおり、当社は、長期的な視点にたって上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

() 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行に当たり、当社は、2020年度から2022年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2020年8月13日付けで公表しております「中期経営計画Beyond120」をご参照ください。

(https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/ir_material3/145301/00.pdf)

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1) 外航海運事業 | : 船隊の最適活用へ |
| 2) 倉庫・運送事業 | : 新たなロジスティクスバリューの創出 |
| 3) 不動産事業 | : 「住み心地」の提供 |
| 4) コーポレート部門 | : FUN to WORK、情報発信の強化、ステークホルダーとの対話の強化 |

() コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役5名のうち過半数に当たる3名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し(2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。代表取締役1名、独立社外取締役2名(内1名が指名・報酬委員会委員長)で構成されております。)、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

八. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2021年5月14日開催の当社取締役会において、特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等及び濫用的株主権行使への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)の導入について決議し、2021年6月23日開催の当社第101回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を経た上で、これを導入しており、有効期間は、第101回定時株主総会の終結時から2024年6月開催予定の第104期定時株主総会の終結時までとなります。

本プランは、アルファレオホールディングス合同会社及びその関係法人・関係者を含む特定の株主グループ(以下、「特定株主グループ」といいます。)により、特定株主グループ及びその共同保有者又は特別関係者並びにこれらの者を実質的に支配する者又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として独立委員会の勧告を経て当社取締役会が合理的に認定した者の当社株式に係る株券等保有割合が30%以上となる当社株券等の買付け等(以下「大規模買付行為等」といいます。)がなされた場合、又は株主権の行使(株主総会の招集請求又は株主提案を含みますが、これらに限られません。)であって、株主権の濫用に該当すると裁判所の確定判決又は確定した終局決定において認定された行為(以下、「濫用的株主権行使」といいます。)を行った場合、以下の手続きを行うこととしております。

1) 大規模買付行為等がなされた場合

本プランは、特定株主グループに対して、当社取締役会に対して本プランを遵守する旨の誓約を含む意向表明書を提出すること、当社取締役会に対して大規模買付行為等への意見形成及び代替案立案のため必要かつ十分な情報を提供すること、及び、当社取締役会が当該情報の提供を受け評価、検討、意見形成、代替案立案及び交渉を行うための期間が経過するまでの間、大規模買付行為等を開始してはならないこと等をルールとして定めております。大規模買付者等がこれを遵守しない場合は、原則として独立委員会が当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することとされており、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会にて、対抗措置の発動又は不発動、又は当社株主総会の招集その他必要な決議を、本プラン所定の手続に従って遅滞なく行うものと明記しております。

2) 濫用的株主権行使がなされた場合

本プランは、特定株主グループに属するいずれかの者によって、濫用的株主権行使がなされた場合、原則として独立委員会が当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することとされており、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会にて、対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を遅滞なく行うものと明記しております。

なお、本プランの全文・詳細については、2021年5月14日付ニュースリリース「特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等および濫用的株主権行使への対応策(買収防衛策)の導入ならびに当該買収防衛策の導入に伴う現行の当社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)の廃止について(注)」をご参照ください。

(注) 当社ホームページ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/1970522/00.pdf>

二．具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記口記載の取組みは、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であるため、上記イに記載の当社の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記八に記載の取組みは、特定株主グループによる大規模買付行為等又は濫用的株主権行使が確認された際に、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記イに記載の当社の基本方針に沿うものです。加えて、当該取組みについては、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を充足するものであり、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(2021年春以降改訂予定)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっていること、当社第101回定時株主総会において株主の皆様より本プランの導入に関する承認を得ていること等により、その公平性・客観性が担保されており、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

当社は2019年6月21日開催の当社第99回定時取締役会において、株主の皆様のご承認を得た上で、当社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)(以下、「旧プラン」といいます。)を導入しており、有効期間は、第99回定時株主総会の終結時から2022年6月開催予定の第102回定時株主総会の終結時までとしておりましたが、2021年6月23日開催の第101回定時株主総会にて株主の皆様のご承認を得た上で本プランを導入したことから、旧プランは同日付で廃止となりました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	乾 康之	1968年12月5日生	2004年4月 当社入社 2006年2月 同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長 2006年12月 同常務取締役不動産本部長兼管理本部社長室長 2007年12月 同常務取締役管理本部社長室長 2008年2月 同代表取締役専務取締役 2008年12月 同代表取締役社長 2013年5月 同代表取締役社長物流事業部門担当 2014年10月 同代表取締役社長倉庫事業部門担当兼物流研究室長 2015年4月 同代表取締役社長コーポレート部門担当 2016年4月 同代表取締役社長(現任)	(注)4	81
取締役 専務執行役員	乾 隆志	1970年12月20日生	2007年8月 旧乾汽船株式会社入社 2007年8月 株式会社商船三井出向 2012年6月 旧乾汽船株式会社取締役 経営管理部長 2014年6月 同代表取締役社長 2014年10月 当社取締役専務執行役員海運事業部門担当 2015年4月 同取締役専務執行役員オペレーション部門担当 2016年4月 同取締役専務執行役員(現任) 2017年3月 イヌイ運送株式会社代表取締役社長(現任)	(注)4	72
取締役	苦瀬 博仁	1951年3月1日生	1986年4月 東京商船大学(現東京海洋大学)商船学部船舶運航研究施設助教 1994年10月 同商船学部流通情報工学課程教授 2003年10月 東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授(大学統合による) 2009年4月 同理事・副学長 2011年9月 日本物流学会会長 2012年6月 当社取締役(現任) 2014年4月 流通経済大学流通情報学部教授 2014年4月 東京海洋大学名誉教授(現任)	(注)4 (注)8	3
取締役	神林 伸光	1948年5月28日生	1971年4月 川崎重工業株式会社入社 1998年4月 同船舶事業本部営業本部商船営業部長 2008年4月 同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長 2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長兼川崎重工業株式会社常務取締役(非常勤) 2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント 2013年6月 同特別顧問 2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長(現任) 2016年3月 東海カーボン株式会社社外取締役(現任) 2017年6月 当社取締役(現任)	(注)4 (注)8	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	村上 章二	1956年1月12日生	1978年4月 日本郵船株式会社入社 2007年4月 同経営委員 物流グループ長 2007年6月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)社外取締役 2008年4月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)取締役執行役員 2010年10月 郵船ロジスティクス株式会社取締役執行役員 2011年4月 同取締役常務執行役員 2013年4月 同代表取締役専務執行役員 2017年6月 同専務執行役員 2019年4月 同顧問 2020年1月 神原ロジスティクス株式会社社外取締役(現任) 2021年4月 ツネイシCバリューズ株式会社顧問(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	(注)4 (注)8	-
監査役	加島 昭久	1958年8月10日生	1982年4月 当社入社 2005年2月 同管理本部総務部長 2008年12月 イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社代表取締役社長 2009年12月 当社総務部長 2010年7月 同執行役員総務部担当兼総務部長 2016年4月 イヌイ運送株式会社取締役会長 2018年6月 当社監査役(現任)	(注)5	2
監査役	山田 治彦	1956年9月27日生	1980年9月 東京商科学院講師 1982年2月 監査法人井上達雄会計事務所(現有限責任あずさ監査法人)入所 1991年9月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)社員 1993年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)社員 2003年7月 有限責任あずさ監査法人代表社員 2013年7月 日本公認会計士協会 副会長 2013年7月 一般財団法人会計教育研修機構 理事 2016年7月 公益財団法人財務会計基準機構 理事 2019年6月 当社監査役(現任) 2019年7月 山田治彦公認会計士事務所 所長(現任) 2021年6月 株式会社東京証券取引所 監査役(現任)	(注)6 (注)8	-
監査役	清水 豊	1972年4月11日生	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 東京丸の内法律事務所入所 2011年1月 同事務所パートナー(現任) 2014年7月 株式会社シバタ社外監査役(現任) 2017年12月 医療法人社団緑風会監事(現任) 2018年12月 トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2020年5月 医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所監事(現任) 2021年6月 当社監査役(現任)	(注)7 (注)8	-
計					162

(注)1. 苦瀬博仁、神林伸光、村上章二の3氏は、社外取締役であります。

2. 山田治彦、清水豊の2氏は、社外監査役であります。
3. 取締役乾隆志は、取締役乾康之の二親等内の親族であります。
4. 2021年6月23日開催の定時株主総会選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2018年6月22日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 2019年6月21日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
7. 2021年6月23日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
8. 東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役苦瀬博仁氏は、東京海洋大学名誉教授であります。同大学と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は当社株式3,259株を保有しておりますが、当該保有以外に、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外取締役神林伸光氏は、一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長及び東海カーボン株式会社社外取締役であります。これらの法人と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は当社株式3,259株を保有しておりますが、当該保有以外に、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外取締役村上章二氏は、神原ロジスティクス株式会社社外取締役及びツネイシCパリュース株式会社顧問であります。これらの法人と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外監査役山田治彦氏は、公認会計士であり、山田治彦公認会計士事務所所長であります。同事務所と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の社外監査役であり、当社は、同社に対し、東京証券取引所市場第一部に上場をしていることに伴い、上場時価総額に応じた年間上場料等として2020年度においては計2.5百万円未満の支払を行っておりますが、その他に、同社と当社との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

社外監査役清水豊氏は、東京丸の内法律事務所パートナー、株式会社シバタ社外監査役、医療法人社団緑風会監事、トライアンフィールドホールディングス株式会社社外監査役及び医療法人社団頭頸部免疫栄養研究所監事ですが、これらの法人・団体と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について、特別な関係はありません。

当社では、社外取締役及び社外監査役が、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次のa~iいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断しております。

また、次のa~iいずれかに該当する者であっても、当該人物が東京証券取引所で定める独立性基準を充足し、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を対外的に示した上で例外的に独立性を有する社外役員候補者として選任することができるとしております。

- a. 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）に業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下、「業務執行取締役等」という。）として所属したことがある者
- b. 当社の株式を自己又は他者の名義を以て総議決権の10%以上の議決権を有する株主又は当該株主が法人、組合等の団体（以下、「法人等」という。）である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
- c. 次のいずれかに該当する者
 - (a) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループ年間連結売上高の2%を超える者）又は当該取引先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (b) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等

- (c) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度末の借入残高が当社グループ連結総資産の2%を超える者）又は当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属するその業務執行取締役等
- (d) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行取締役等
- d. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- e. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士その他専門的サービスを提供する者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれらの専門家
- f. 当社グループから過去3年間の平均で年間100万円を超える寄付・助成を受けている者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
- g. 当社グループの業務執行取締役、執行役員が他の会社の社外取締役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役等
- h. 上記aからgまでのいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
- i. 過去3年間に於いて、上記bからhまでのいずれかに該当したことがある者

社外取締役の選任に際しては、長年造船企業の経営者として勤めてきた中で培われた企業経営に関する豊富な経験並びにロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見及び総合物流企業グループでの経営者としての豊富な経験と見識を有していることを重要視いたしました。また、社外監査役の選任に際しては、経営の監視や適切な助言を行うことにより当社の監査体制を強化するため、弁護士又は公認会計士として豊富な経験と知識を有していることを重要視いたしました。当社は社外取締役及び社外監査役をおくことにより、取締役会の監視・監督機能の強化を図っております。

なお、社外取締役苦瀬博仁氏、神林伸光氏及び村上章二氏並びに社外監査役山田治彦氏及び清水豊氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査については、取締役会直属の機関として監査室（2名）を設置しており、社内諸業務の遂行状況について、コンプライアンスの観点並びに経営方針及び社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、社外取締役との情報連携を図り、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

監査役監査については、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される監査役会を定期的開催するとともに、社外監査役においても、常勤監査役とともに取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べるほか、内部監査部門や会計監査人と積極的に意見交換を行っており、これらにより、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。なお、社外監査役山田治彦氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門知識を有しております。

また、常勤監査役と当社の内部監査部門である監査室との間では、月1回定期的に打合せを行うほか、随時意見交換を行い、常勤監査役が得た情報については、社外監査役に適宜共有しております。また、監査役と会計監査人は、定時株主総会の翌月に監査計画について打合せを行い、社外監査役を含む監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けております。これらの監査においては、必要に応じて経理部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役監査については、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成される監査役会を定期的を開催するとともに、取締役会等の重要な会議に出席し意見を述べるほか、内部監査部門や会計監査人と積極的に意見交換を行っており、これらにより、取締役の職務遂行を監視できる体制となっております。なお、社外監査役山田治彦氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門知識を有しております。

a. 各監査役の監査役会出席回数

氏名	社内・社外	開催回数	出席回数	出席率(%)
加島 昭久	社内	12	12	100
田中 正人	社外	12	12	100
山田 治彦	社外	12	12	100

(注) 1. 社外監査役田中正人は、2021年6月23日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 社外監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 社外監査役は、東京証券取引所に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

b. 監査役会の主な検討事項

- (a) 業務運営の適法性及び企業集団としての企業行動範囲の遵守状況
- (b) 取締役会における経営判断の妥当性
- (c) 内部統制システムの構築・運用状況
- (d) 会計監査人による会計監査の妥当性
- (e) 企業の社会的責任の遂行とリスクマネジメントの状況

c. 常勤及び非常勤監査役の主な活動状況

(a) 取締役

- ・取締役会、経営会議、その他重要会議への出席(常勤・非常勤監査役)
- ・執行部との定期懇談会開催
半期に1回実施(常勤・非常勤監査役)
- ・取締役職務執行状況の確認
年1回実施(常勤・非常勤監査役)

(b) 業務執行

- ・各事業部業務会議への出席
原則として週に1回出席(常勤監査役)
- ・部長及び子会社社長等へのヒアリング
年に1回実施(常勤・非常勤監査役)
- ・重要書類(議事録、決裁書類、報告書、契約書等)の閲覧・確認(常勤監査役)
- ・リスク・コンプライアンス委員会への出席
年に1回オブザーバーとして出席(常勤監査役)

(c) 往査

- ・倉庫視察
年に1回実施(常勤・非常勤監査役)
- ・子会社(イヌイ運送株式会社)における担当役員、部長へのヒアリング(常勤監査役)

(d) 内部監査

- ・内部監査部門からの内部監査計画説明、結果報告(常勤監査役)
- ・内部監査部門からの定期報告会出席(月1回)(常勤監査役)

(e) 会計監査

- ・ 会計監査人からの監査計画説明、四半期レビュー報告、監査結果報告（常勤・非常勤監査役）
- ・ 会計監査人评价（選任・解任）の実施（常勤・非常勤監査役）

内部監査の状況

内部監査については、取締役会直属の機関として監査室（2名）を設置しており、社内諸業務の遂行状況について、コンプライアンスの観点並びに経営方針及び社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係については、常勤監査役と当社の内部監査部門である監査室との間では、月1回定期的に打合せを行うほか、随時意見交換を行っております。また、監査役と会計監査人は、定時株主総会の後原則として2ヶ月以内に監査計画について打合せを行い、監査役は会計監査人から四半期ごとに四半期レビュー及び年度末監査の結果説明を受けております。これらの監査においては、必要に応じて経理部等から説明を求める等意思疎通を図っております。

会計監査の状況

イ． 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ． 継続監査期間

1973年11月期以降

ハ． 業務を執行した公認会計士

公認会計士の氏名等	
指定有限責任社員 業務執行社員	佐野 康一 林 一樹

ニ． 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、公認会計士試験合格者1名、その他14名をもって構成されております。

ホ． 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に際しては、当社の広範な業務内容に対応して専門的且つ効率的な監査業務を実施することが出来る一定規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていること、監査費用が合理的且つ妥当であること、さらに過去の監査実績などにより総合的に判断をしております。

その具体的な判断に際しては、公認会計士審査会及び日本公認会計士協会の品質レビュー結果を確認し、監査役会で定めた会計監査人に対する評価基準に照らして、監査役会で審議し、監査法人の再任又は解任を決定しております。その結果、現在起用しているEY新日本有限責任監査法人の再任が相当であるとの結論に達しました。

へ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、下記を基準に行っております。

評価項目及び評価基準	
適正確保体制	<p>会計監査人としての職務執行全般に亘り、適正確保に関する体制が十分にとられているか。</p> <p>監査業務の継続に支障をきたすような変化やその兆候が見られないか。</p> <p>海外のメンバーファームとの連携が十分図られているか。</p> <p>監査業務に携わる人員数に変化は無い。また、公認会計士の員数は十分か。</p>
コンプライアンス	<p>会社法第340条第1項の解任事由に該当する事例の有無。またその他法令に違反する事例はないか。</p> <p>日本公認会計士協会、公認会計士監査審査会、米国PCAOB等内外の当局による検査結果及び対応状況はどうであったか。</p> <p>公認会計士法に基づく処分の有無及びそれに対して適切な措置が講じられているか。</p> <p>訴訟を受けている事案の有無。</p>
会計監査人としての独立性	<p>独立性確保のための態勢、施策、研修は十分か。また、筆頭会計士/担当パートナーのローテーションへの配慮はなされているか。</p> <p>独立性に抵触するような既存契約が存在していないか。</p> <p>監査役会への報告が十分になされているか。</p>
監査業務における品質管理	<p>品質管理基準をはじめ品質管理体制は十分か。</p> <p>審査制度はきちんと機能しているか。</p>
サービス提供態勢	<p>監査チームの組成状況に問題はないか。また、必要に応じて専門家の活用が図られているか。</p> <p>監査手法の高度化及び効率化が図られているか。</p> <p>情報セキュリティに関連して、情報機器や資料等の管理態勢は万全か。</p> <p>外部委託を行っている場合、当該委託先の管理態勢は万全か。</p>
見直し	<p>選任後5年毎に起用継続の可否について見直すものとする。</p>
その他	<p>監査報酬に関して、当社規模、事業内容から見て現行の監査時間及び報酬単価は妥当か。</p> <p>他の大手監査法人と比較しての全般的な評価。</p> <p>執行部門、監査役、監査役会とのコミュニケーションはうまく図られているか。</p> <p>監査法人としての決算状況並びに財政状態。</p>

監査報酬の内容等

イ． 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	45	-	45	-
連結子会社	-	-	-	-
計	45	-	45	-

ロ． 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織（Ernst & Young）に対する報酬（イ．を除く）
 該当事項はありません。

ハ． その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
 該当事項はありません。

ニ． 監査報酬の決定方針

会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人と協議を行ったうえで、監査報酬を決定しております。

ホ． 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を次のとおり定めております。

イ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の事業内容、執行責任領域等を踏まえ、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬、及び業績連動金銭報酬）並びに株式報酬（固定株式報酬及び業績連動株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬）及び株式報酬（固定株式報酬）のみを支払うこととする。また、全ての取締役について、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととする。

なお、本方針は、取締役会において決定されており、本方針に関する取締役会の権限及び裁量の範囲は、下記「取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の株主総会の決議の範囲内に限定されます。また、本方針は、事前に指名・報酬委員会（下記「取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法及び当事業年度に係る当該内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由」をご参照ください。）において審議され、その答申を踏まえて、取締役会で決議されております。

ロ．基本報酬（固定金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針）

当社の取締役の基本報酬は、年間報酬額を12等分した月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

() 金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため定量的な業績指標を反映した現金報酬とし、各種業績評価項目に対する達成度合いに応じて算出された額を業務執行取締役に対して支給する。なお、業績連動金銭報酬は、基本報酬と同様に年間報酬額を12等分して月例支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

() 非金銭報酬等（株式報酬）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、() 全ての取締役に対して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、() 基本報酬（固定金銭報酬）及び業績連動金銭報酬を合算した額に役位、職責に応じて設定した一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とし、() 及び () のいずれも年間報酬額相当の株式を事業年度毎に交付する。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の事業内容、執行責任領域を踏まえ、役位が高いほど業績連動報酬（業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬）のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役社長の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等＝50：25：25（当社が標準的と考える水準の場合）とする。一方、役付でない取締役執行役員の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等＝80：10：10（当社が標準的と考える水準の場合）とし、役位に応じ、職責や報酬水準を考慮し決定する。また、社外取締役の種類別の報酬割合については、固定金銭報酬としての基本報酬：非金銭報酬等＝90：10を目安とする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会が、指名・報酬委員会に原案を諮問して得た答申を踏まえ、定時株主総会終了後に開催される取締役会で決定することとする。

へ．業績連動金銭報酬に係る指標及び当該指標を選択した理由

当事業年度に受けた業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、業績（当期純利益）、対前年度営業キャッシュ・フロー増減率及び目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）であります。

業績（当期純利益）を業績指標に選定した理由は、当社の配当方針と同じ判断基準を使用することにより業務執行取締役が株主と利害を共有できると判断したためです。また、対前年度営業キャッシュ・フロー増減率を選定した理由は、事業実績の評価において、事業活動で得るキャッシュ・フローの重要性が特に高いと判断したためです。さらに、目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）を選定した理由は、これが期首に策定した全部署の行動目標に対する評価結果を反映するものであるためです。業績指標選定に際しては指名・報酬委員会の答申を経ております。

ト．業績連動金銭報酬及び業績連動譲渡制限付株式報酬の額の決定方法

業績連動金銭報酬の額の算定については、それぞれの業績指標毎に定められた標準となる報酬額に対し、業績指標実績に応じ当社が定めた支給係数を掛けた額を合計する方法としております。また、業績連動譲渡制限付株式報酬の額は、事業年度毎の金銭報酬総額に対し、役職別に10～33%の割合で変動する数値を乗じた金額としております。

また、監査役については、その職責に鑑み、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬）のみを支払うこととしております。また、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととしております。

チ．決定方針の決定の方法

上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）であります。

また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、上記取締役の報酬等とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬等を、年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）で支給とすること、及び、年85,000株以内の譲渡制限付株式を発行又は処分することを決議いただいております。なお、当該株式の譲渡制限期間は5年で設定しており、また、取締役が当該譲渡制限期間満了前に当社の取締役等を退任又は退職した場合等には、その退任又は退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、株式を当然に無償で取得することとしております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬等の額は、2007年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名であります。

上記のほか、2009年2月26日開催の第88回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うことについて決議いただいております。当該打切り支給の対象となる役員の員数は7名でありましたが、現在は、当該打切り支給額の未払残高が取締役1名に対し7百万円あります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法及び当事業年度に係る当該内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の額及びその算定方法は、当社が2018年度に任意で設置した「指名・報酬委員会」（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して設置したものであります。代表取締役1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）の審議・答申を経て、取締役会で決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の固定金銭報酬及び固定株式報酬については、各取締役の役位及び職責を踏まえ、取締役会で審議し決定しました。また、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動金銭報酬については、業績（当期純利益）、対前年度営業キャッシュ・フロー増減率及び目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）をもとに取締役会で審議し決定しました。さらに、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動株式報酬については、固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬の合計額に、役位及び職責に応じて取締役会で審議し決定した一定割合を乗じた額としました。これらの取締役会での審議・決定は、いずれも指名・報酬委員会からの答申を尊重して行っております。これらを踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（2021年2月25日付けの改訂前のものを含みます。）に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)						対象となる 役員の員数 (人)
		固定金銭報酬	業績連動金 銭報酬	賞与	退職慰労金	譲渡制限付株式報酬		
						固定	業績連動	
取締役 (社外取締役 を除く。)	98	55	23	-	-	2	17	2
監査役 (社外監査役 を除く。)	14	14	-	-	-	-	-	1
社外役員	39	36	-	-	-	3	-	5

当事業年度における業績連動金銭報酬に係る業績指標の目標及び実績

業績連動金銭報酬については、業績(当期純利益)、前年度営業キャッシュ・フロー増減率及び目標達成度(事業ごとに定めた行動目標の平均達成度)を指標として設定しており、中期経営計画に掲げる計数計画や各種施策への取り組みに対する実績に応じた支給係数を用いて連動させております。

当事業年度における業績連動金銭報酬に係る業績指標は、2019年3月期については、当期純利益639百万円、対前年度営業キャッシュ・フロー増減率3.1%、目標達成度(事業ごとに定めた行動目標の平均達成度)五段階で4/5を実績としており、2020年3月期については、当期純利益80百万円、対前年度営業キャッシュ・フロー増減率 39.2%、目標達成度(事業ごとに定めた行動目標の平均達成度)五段階で3/5を実績としております。2020年4月から6月までは2019年3月期の業績指標を用いて、2020年7月から2021年3月までは2020年3月期の業績指標を用いて、それぞれ業績連動報酬を算出しております。

非金銭報酬等の内容

当社は、非金銭報酬等として、取締役に対する譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容は上記「 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」及び「 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

報酬等の決定に関する取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程においては、2020年5月27日以降2回にわたり指名・報酬委員会が開催され、役員の報酬等について意見交換が行われ、同委員会は、かかる意見交換を踏まえて取締役会に答申を行っております。取締役会では、かかる答申を最大限尊重し、役員の報酬等の額を決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引関係の維持・強化を通じた当社グループの企業価値の増大を目的として保有する取引先の株式を、純投資目的以外の投資株式とし、その判断基準を満たさない株式については、市場動向や市場に与える影響等の諸事情を考慮した上で売却又は保有を検討する、純投資目的の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、2015年3月末時点で、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を72銘柄保有しておりましたが、現在までに34銘柄（上場18銘柄）まで縮減を進めてまいりました。これら34銘柄に関しては、短期的な業績、株価及び配当金等の定量的な情報だけでなく、当社グループと取引先の取引内容、取引の規模、取引の継続期間、保有の必要性等の非財務情報を含む定性的な情報をも踏まえた上で、保有に伴う便益が資本コストに総合的に見合っていること及び価格変動等のリスクを考慮してもなお経済的メリットがあることについて、年に1回取締役会において検証し、保有の適否を判断しております。

また、当社は、数多のステークホルダーとの相互の関係によって経営環境を整えており、その一環として、取引先、同業他社及び金融機関等の株式を保有し、友好的な関係を維持・強化することにより、取引先及び同業他社との連携・協業を推進し、また、金融機関等から経営上の有用な助言を得る等しております。このように、当社による保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有は、当社の中長期的な企業価値の維持・向上に貢献しております。

上記観点から検証した結果、2021年3月31日時点で当社が保有している保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式34銘柄については、その一部に評価損益の悪化が認められるものの、34銘柄全てに上記取引先等との連携・協業の推進等を含む総合的な保有効果が認められること等から、保有することは妥当であると判断しております。

なお、一部銘柄については、その保有の適否について今後1年以内に追加の検討を行う必要があると判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	16	662
非上場株式以外の株式	18	2,223

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)愛媛銀行	308,000	308,000	同社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また当社取引先の多い地域における情報の収集のため	有
	315	361		
(株)中央倉庫	268,788	268,788	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	303	323		
安田倉庫(株)	250,000	250,000	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	242	211		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	58,425	58,425	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また国内外の多様な情報の収集のため	有
	234	153		
澁澤倉庫(株)	94,600	94,600	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	214	191		
(株)みずほフィナンシャルグループ	128,426	1,284,266	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また国内外の多様な情報の収集のため	有
	205	158		
(株)ヤマタネ	98,400	98,400	同業他社として情報交換や機能補完等の安定的な取引・協力関係を維持・強化するため	有
	149	109		
SOMPOホールディングス(株)	28,750	28,750	同社グループ会社との間で取引を行っており、その安定的な取引関係の維持・強化を図るため	無
	121	96		
大崎電気工業(株)	171,000	171,000	当社不動産事業との間で取引と共同研究を行っており、その安定的な取引・協力関係の維持・強化を図るため	有
	104	91		
東京海上ホールディングス(株)	16,315	16,315	同社グループ会社との間で事業活動に必要な保険取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化を図るため	有
	85	80		
日本製紙(株)	48,640	48,640	当社倉庫事業における営業取引先であり、当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化を図るため	無
	64	74		
(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	96,196	96,196	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また当社取引先の多い地域における情報の収集のため	有
	43	30		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	72,990	72,990	同社グループ会社との間で金融取引を行っており、安定的な取引関係の維持・強化、また国内外の多様な情報の収集のため	有
	43	29		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注)1	当社の株式の 保有の有無 (注)2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
玉井商船(株)	40,600	40,600	同業他社として情報交換や機能補完等の 安定的な取引・協力関係を維持・強化す るため	有
	32	18		
MS&ADインシュラン スグループホール ディングス(株)	8,241	8,241	同社グループ会社との間で事業活動に必 要な保険取引を行っており、安定的な取 引関係の維持・強化を図るため	有
	26	24		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	6,270	6,270	同社グループ会社との間で金融取引を 行っており、安定的な取引関係の維持・ 強化を図るため	有
	24	19		
ANAホールディング ス(株)	4,000	4,000	同社グループ会社との間で取引を行っ ており、その安定的な取引関係の維持・ 強化を図るため	無
	10	10		
ケイヒン(株)	1,000	1,000	同業他社として情報交換や機能補完等の 安定的な取引・協力関係を維持・強化す るため	無
	1	1		

- (注)1. 定量的な保有効果については記載が困難なため記載しておりません。保有の合理性の判断基準及び検証方法については、上記「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照下さい。
2. 「当社株式の保有の有無」については、当該株式発行者のグループ会社で保有が確認できる銘柄についても「有」と記載しております。
3. (株)みずほフィナンシャルグループは、2020年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社グループの連結財務諸表は「海運企業財務諸表準則」(1954年運輸省告示第431号)及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は「海運企業財務諸表準則」(1954年運輸省告示第431号)及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	21,787	18,879
売上原価	2 21,302	2 18,756
売上総利益	484	122
販売費及び一般管理費	1 1,368	1 1,356
営業損失()	884	1,233
営業外収益		
受取利息	74	13
受取配当金	82	80
受取保険金	-	96
助成金収入	-	3 38
違約金収入	-	44
その他	50	44
営業外収益合計	207	316
営業外費用		
支払利息	343	294
為替差損	39	79
その他	21	38
営業外費用合計	404	412
経常損失()	1,080	1,329
特別利益		
固定資産売却益	4 807	4 1
子会社清算益	5 444	-
その他	57	0
特別利益合計	1,309	1
特別損失		
投資有価証券評価損	71	6
減損損失	7 20	7 59
固定資産除却損	6 4	6 0
その他	-	0
特別損失合計	96	66
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	131	1,394
法人税、住民税及び事業税	9	10
法人税等調整額	40	218
法人税等合計	50	208
当期純利益又は当期純損失()	80	1,186
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	80	1,186

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失()	80	1,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	194	241
繰延ヘッジ損益	119	73
為替換算調整勘定	440	-
その他の包括利益合計	754	315
包括利益	673	871
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	673	871
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,767	11,627	5,598	1,171	18,822
当期変動額					
剰余金の配当			117		117
親会社株主に帰属する 当期純利益			80		80
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		6		57	50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	6	37	56	12
当期末残高	2,767	11,620	5,561	1,114	18,835

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	447	16	440	904	19,727
当期変動額					
剰余金の配当					117
親会社株主に帰属する 当期純利益					80
自己株式の取得					0
自己株式の処分					50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	194	119	440	754	754
当期変動額合計	194	119	440	754	741
当期末残高	253	102	-	150	18,985

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,767	11,620	5,561	1,114	18,835
当期変動額					
剰余金の配当			149		149
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			1,186		1,186
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		4		49	45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	4	1,335	48	1,291
当期末残高	2,767	11,616	4,226	1,066	17,543

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	253	102	150	18,985
当期変動額				
剰余金の配当				149
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				1,186
自己株式の取得				0
自己株式の処分				45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	241	73	315	315
当期変動額合計	241	73	315	976
当期末残高	494	29	465	18,009

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,599	7,429
営業未収金	1,205	1,226
繰延及び前払費用	479	436
貯蔵品	779	674
その他	888	1,002
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	12,951	10,768
固定資産		
有形固定資産		
船舶	29,461	33,259
減価償却累計額	11,099	13,278
船舶（純額）	18,361	19,980
建物及び構築物	29,572	30,767
減価償却累計額	19,565	19,885
建物及び構築物（純額）	10,007	10,881
機械装置及び運搬具	2,445	2,441
減価償却累計額	345	373
機械装置及び運搬具（純額）	100	67
工具、器具及び備品	2,136	2,176
減価償却累計額	859	830
工具、器具及び備品（純額）	477	937
土地	1,133	1,133
信託建物及び信託構築物	5,277	5,277
減価償却累計額	1,412	1,576
信託建物及び信託構築物（純額）	3,864	3,700
信託土地	1,204	1,204
建設仮勘定	1,863	1,460
その他	178	178
減価償却累計額	172	174
その他（純額）	5	3
有形固定資産合計	36,017	37,370
無形固定資産		
その他	284	221
無形固定資産合計	284	221
投資その他の資産		
投資有価証券	3,210	3,514
その他	590	599
貸倒引当金	0	12
投資その他の資産合計	3,800	4,100
固定資産合計	40,102	41,692
資産合計	53,054	52,461

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,440	1,726
短期借入金	1,428,10	1,427,10
1年内返済予定の長期借入金	1,330,11	1,389,25
割賦未払金	11,358	-
未払法人税等	24	23
賞与引当金	82	81
用船契約損失引当金	26	-
その他	592	722
流動負債合計	9,345	14,190
固定負債		
長期借入金	1,321,674	1,317,445
繰延税金負債	292	143
退職給付に係る負債	110	77
受入保証金	1,454	1,428
長期前受収益	536	536
特別修繕引当金	534	547
その他	119	82
固定負債合計	24,722	20,261
負債合計	34,068	34,451
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,767	2,767
資本剰余金	11,620	11,616
利益剰余金	5,561	4,226
自己株式	1,114	1,066
株主資本合計	18,835	17,543
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	253	494
繰延ヘッジ損益	102	29
その他の包括利益累計額合計	150	465
純資産合計	18,985	18,009
負債純資産合計	53,054	52,461

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	131	1,394
減価償却費	2,910	3,214
減損損失	20	59
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	43	32
賞与引当金の増減額(は減少)	1	0
特別修繕引当金の増減額(は減少)	224	12
用船契約損失引当金の増減額(は減少)	140	26
受取利息及び受取配当金	157	94
支払利息	343	294
為替差損益(は益)	37	41
固定資産売却損益(は益)	807	1
投資有価証券売却損益(は益)	57	0
子会社清算損益(は益)	444	-
売上債権の増減額(は増加)	452	20
繰延及び前払費用の増減額(は増加)	68	104
貯蔵品の増減額(は増加)	67	105
仕入債務の増減額(は減少)	386	355
未払費用の増減額(は減少)	25	141
未払又は未収消費税等の増減額	83	13
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	27	26
その他	232	129
小計	2,081	2,616
利息及び配当金の受取額	159	97
利息の支払額	348	300
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	91	17
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,801	2,431
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	6,798	4,650
固定資産の売却による収入	945	28
投資有価証券の売却及び償還による収入	68	0
その他	7	6
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,791	4,629
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100
長期借入れによる収入	3,944	4,548
長期借入金の返済による支出	1,794	3,007
設備関係割賦債務の返済による支出	110	1,311
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	118	149
その他	44	43
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,875	65
現金及び現金同等物に係る換算差額	87	55
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,202	2,207
現金及び現金同等物の期首残高	11,547	9,345
現金及び現金同等物の期末残高	13,749	11,552

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称 3社

DELICA SHIPPING S.A.、イヌイ運送㈱、イヌイ倉庫オペレーションズ㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社等の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

.....償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

.....移動平均法による原価法

デリバティブ取引

.....時価法

たな卸資産

貯蔵品

.....主に先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

船舶

.....定額法

その他

.....定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

船舶 3～15年

建物 3～47年

構築物 3～45年

信託建物 8～47年

信託構築物 10～20年

無形固定資産(リース資産除く)

.....定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

特別修繕引当金

.....船舶安全法による船舶の定期検査工事に係る費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込みを加味して計上しております。

用船契約損失引当金

.....用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

海運業収益及び費用の計上方法は、航海日割基準によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

イ. ヘッジ手段.....為替予約

ヘッジ対象.....外貨建予定取引

ロ. ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ハ. ヘッジ手段.....商品先物

ヘッジ対象.....船舶燃料

ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅かなリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

.....税抜方式を採用しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 航海日割基準に基づく収益認識

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

航海日割基準に基づき計上した海運業収益の金額 778百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

期末日を跨ぐ航海(期跨り航海)については、各航海の海運業収益総額に、見積総航海日数に対する期末日時点の進捗率を乗じて見積り計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

海運業収益の測定方法に含まれる総航海日数の見積りは、将来の航行スケジュールや予想停泊期間等の仮定を用いております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の航行スケジュールは見積りの不確実性が高く、気象海象や港の混雑状況等によって変動します。総航海日数が変動した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。また、航海完了後に見積りと実績の比較を行い、見積りの合理性を確認しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 216百万円

(但し、繰延税金負債との相殺消去により連結貸借対照表上は計上しておりません。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは2021年度以降の事業計画を基礎としております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

外航海運事業における課税所得の見積りは、海運先物市況に新型コロナウイルスの影響を加味した市況前提等を踏まえた事業計画を基礎とし、過去における事業計画と実績との乖離率等の一定のリスクを総合的に勘案し、算定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済動向の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、に記載した主要な仮定については最善の見積りを前提にしておりますが、海運市況は外部環境による影響を大きく受けるため不確実性が高く、今後の経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり、ます。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「設備関係割賦債務の返済による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 154百万円は、「設備関係割賦債務の返済による支出」 110百万円、「その他」 44百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	170百万円	165百万円
給料手当	349	358
賞与引当金繰入額	39	39
退職給付費用	51	2
租税公課	99	94
業務委託費	97	78
貸倒引当金繰入額	0	12

2 上記を除く引当金繰入額の内容及び金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上原価の内		
賞与引当金繰入額	42百万円	41百万円
退職給付費用	39	8
特別修繕引当金繰入額	398	290

3 助成金収入

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等であります。

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
船舶	799百万円	- 百万円
車両運搬具	2	1
土地建物等	6	-
計	807	1

5 子会社清算益の内容は次のとおりであります。

(前連結会計年度)

当社の連結子会社でありましたINUI SHIPPING (SINGAPORE) PTE.LTD.の清算が終了したことに伴う為替換算調整勘定の取崩しによるものであります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	1百万円	0百万円
構築物	0	-
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	1	0
ソフトウェア	0	-
計	4	0

7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
関東圏	倉庫・運送事業用資産	建物・車両運搬具・ 工具、器具及び備品等	20

減損損失の算定にあたっては、事業所別等の管理会計上の区分を単位として、資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められるため、当資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(20百万円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に第三者により合理的に算定された評価額により算定しております。また、算定が困難な資産の回収可能価額は零として評価しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
関東圏	倉庫・運送事業用資産	建物・構築物・ 車両運搬具・ 工具、器具及び備品等	59

減損損失の算定にあたっては、事業所別等の管理会計上の区分を単位として、資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められるため、当資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(59百万円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に第三者により合理的に算定された評価額により算定しております。また、算定が困難な資産の回収可能価額は零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	271百万円	301百万円
組替調整額	34	6
税効果調整前	237	308
税効果額	42	66
その他有価証券評価差額金	194	241
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	117	45
組替調整額	5	28
税効果調整前	122	73
税効果額	3	0
繰延ヘッジ損益	119	73
為替換算調整勘定：		
当期発生額	4	-
組替調整額	444	-
為替換算調整勘定	440	-
その他の包括利益合計	754	315

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,072,960	-	-	26,072,960
合計	26,072,960	-	-	26,072,960
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,200,728	875	58,924	1,142,679
合計	1,200,728	875	58,924	1,142,679

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取(875株)によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少(65株)及び譲渡制限付株式報酬としての処分(58,859株)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	42	1円72銭	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	74	3円00銭	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	74	利益剰余金	3円00銭	2020年3月31日	2020年6月22日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	26,072,960	-	-	26,072,960
合計	26,072,960	-	-	26,072,960
自己株式				
普通株式(注)1、2	1,142,679	849	50,877	1,092,651
合計	1,142,679	849	50,877	1,092,651

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取(849株)によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての処分(50,877株)によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	74	3円00銭	2020年3月31日	2020年6月22日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	74	3円00銭	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	74	利益剰余金	3円00銭	2021年3月31日	2021年6月24日

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
船舶	15,312百万円	17,446百万円
建物及び構築物	7,536	7,288
土地	0	0
信託建物及び信託構築物	3,864	3,700
信託土地	204	204
建設仮勘定	31	341
その他有形固定資産	5	3
計	26,955	28,986

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	1,800百万円	1,800百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,768	8,771
割賦未払金	1,358	-
長期借入金	21,289	17,214
計	27,216	27,785

2 国庫補助金等による圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物	1,376百万円	1,376百万円
構築物	31	31
機械装置及び運搬具	252	252
工具、器具及び備品	9	6
計	1,670	1,667

3 財務制限条項

前連結会計年度(2020年3月31日)

当連結会計年度の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

当連結会計年度の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

4 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行(前連結会計年度は5行)と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	3,110百万円	3,010百万円
借入実行残高	2,610	2,510
差引額	500	500

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	9,599百万円	7,429百万円
信託預金	253	292
現金及び現金同等物	9,345	7,137

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
有形固定資産取得による割賦未払金残高	1,358百万円	- 百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主としてコンピューター端末機(「工具、器具及び備品」)及び倉庫・運送事業における車両(「機械装置及び運搬具」)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	2	2
1年超	1	3
合計	4	5

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	264	264
1年超	1,188	924
合計	1,452	1,188

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、外航海運、倉庫・運送、不動産の各事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。余剰円資金の運用については銀行預金を中心に行っております。余剰外貨資金の運用については銀行預金のほかに、外貨建投資信託を保有しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利・燃料価格の変動によるリスク回避を目的としており、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格並びに為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には船舶燃料の購入等に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

受入保証金は、主に賃貸マンション、賃貸倉庫、オフィスビル等の賃貸借契約等による賃借人からの預り金であります。

借入金のうち短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後、約8年であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。また、外貨建借入金については為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、及び船舶燃料の商品価格変動リスクに対するヘッジを目的とした商品先物取引、及び為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引があります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段と対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

外貨建投資信託等は、格付けの高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクは極めて低いと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び連結子会社は、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、為替の状況を考慮しながらデリバティブ取引（為替予約取引）を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。さらに、船舶燃料価格の変動を抑制するため、消費量の一部についてデリバティブ取引（商品先物取引）を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取締役会の承認に基づき、経理部で行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。（（注）2. 参照）

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	9,599	9,599	-
(2) 営業未収金	1,205	1,205	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,548	2,548	-
資産計	13,352	13,352	-
(1) 営業未払金	1,440	1,440	-
(2) 短期借入金	2,810	2,810	-
(3) 長期借入金（ 2 ）	24,686	24,696	9
(4) 受入保証金	1,454	1,448	5
(5) 長期割賦未払金（ 3 ）	1,358	1,358	-
負債計	31,749	31,753	4
デリバティブ取引（ 1 ）	(99)	(99)	-

（ 1 ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（ 2 ）1年内返済予定の金額を含めております。

（ 3 ）1年内返済予定のみのため、当該金額を記載しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	7,429	7,429	-
(2) 営業未収金	1,226	1,226	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	2,852	2,852	-
資産計	11,507	11,507	-
(1) 営業未払金	1,726	1,726	-
(2) 短期借入金	2,710	2,710	-
(3) 長期借入金（ 2 ）	26,370	26,367	3
(4) 受入保証金	1,428	1,421	6
負債計	32,235	32,224	10
デリバティブ取引（ 1 ）	(25)	(25)	-

（ 1 ）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（ 2 ）1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額とほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。一部、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 受入保証金

受入保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、契約満了日までの期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期割賦未払金

長期割賦未払金は1年内返済予定の金額のみであり、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式・その他	662	662

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金（ 1 ）	9,594	-	-	-
営業未収金	1,205	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	-	-	-	-
（2）社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
（1）国債・地方債等	-	-	-	-
（2）債券（社債）	-	-	544	-
（3）債券（その他）	-	-	-	-
（4）その他	-	-	-	-
合計	10,800	-	544	-

（ 1 ）現金4百万円は金銭債権でないことから含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金（ 1 ）	7,425	-	-	-
営業未収金	1,226	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	-	-	-	-
（2）社債	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期 があるもの				
（1）国債・地方債等	-	-	-	-
（2）債券（社債）	-	553	-	-
（3）債券（その他）	-	-	-	-
（4）その他	-	-	-	-
合計	8,651	553	-	-

（ 1 ）現金4百万円は金銭債権でないことから含めておりません。

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,810	-	-	-	-	-
長期借入金	3,011	8,627	3,570	1,720	6,265	1,491
リース債務	53	27	10	2	-	-
長期割賦未払金	1,358	-	-	-	-	-
合計	7,233	8,654	3,580	1,722	6,265	1,491

当連結会計年度（2021年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,710	-	-	-	-	-
長期借入金	8,925	3,883	1,997	6,566	4,548	450
リース債務	32	14	6	3	1	-
合計	11,667	3,898	2,003	6,570	4,550	450

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,208	771	437
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	485	455	29
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,693	1,226	466
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	851	940	89
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	3	4	0
	小計	854	944	89
合計		2,548	2,171	376

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額662百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「2. その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,903	1,204	698
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	534	455	79
	(3) その他	4	4	0
	小計	2,442	1,664	778
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	409	500	91
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	409	500	91
合計		2,852	2,164	687

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額662百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「2. その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券
 前連結会計年度(2020年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	68	57	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	68	57	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0	0	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	0	0	-

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について71百万円(その他有価証券の株式71百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度において、投資有価証券について6百万円(その他有価証券の株式6百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,329	951	42
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,430	2,229	2
合計			3,759	3,181	42

1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	968	584	26
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	2,268	2,064	2
合計			3,237	2,649	26

1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2)貯蔵品（船舶燃料）関連

前連結会計年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	船舶燃料先物取引	船舶燃料	94	-	56
合計			94	-	56

時価の算定方法

金融先物業者から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	船舶燃料先物取引	船舶燃料	40	-	0
合計			40	-	0

時価の算定方法

金融先物業者から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	53百万円
退職給付費用	91
退職給付の支払額	13
制度への拠出額	22
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>110</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	382百万円
年金資産	341
	40
非積立型制度の退職給付債務	69
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>110</u>
退職給付に係る負債	110
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>110</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	91百万円
----------------	-------

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。一部の連結子会社は、退職一時金制度を設けております。

当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法による退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	110百万円
退職給付費用	10
退職給付の支払額	17
制度への拠出額	25
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>77</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表上に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	400百万円
年金資産	382
	18
非積立型制度の退職給付債務	59
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>77</u>
退職給付に係る負債	77
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>77</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	10百万円
----------------	-------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	17百万円	17百万円
退職給付に係る負債	33	25
賞与引当金	25	25
用船契約損失引当金	8	-
長期未払金	2	2
会員権評価損	40	40
繰延控除対象外消費税	1	0
資産除去債務	8	6
減損損失	1,229	1,083
減価償却費限度超過額	36	29
投資有価証券評価損	58	58
その他有価証券評価差額金	70	73
繰越欠損金(注)1	3,484	4,068
その他	87	96
繰延税金資産小計	5,104	5,528
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	3,471	3,918
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,597	1,393
評価性引当額小計	5,068	5,312
繰延税金資産合計	35	216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	136	203
固定資産圧縮積立金	123	106
資産除去債務	2	0
商標権	31	24
その他	33	24
繰延税金負債合計	328	359
繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額	292	143

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(2)	24	480	728	217	91	1,941	3,484
評価性引当額	24	479	724	215	90	1,936	3,471
繰延税金資産	-	1	3	1	1	4	12

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(2)	480	728	209	83	377	2,188	4,068
評価性引当額	334	726	208	82	377	2,187	3,918
繰延税金資産	145	1	0	0	-	0	149

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(注) 2. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産又は繰延税金負債()の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	292百万円	143百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.2	-
住民税均等割	6.4	-
評価性引当額	14.3	-
連結子会社の適用税率差異	11.8	-
その他	0.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.7	-

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主に倉庫用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務や保有建物のアスベスト撤去費用等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間については、賃貸借契約の終了日や建物の耐用年数などにより合理的に算出しております。また、割引率については、使用見込期間に応じ2.266%で資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	21百万円	29百万円
時の経過による調整額	0	0
見積りの変更による増加額	7	24
資産除去債務の履行による減少額	-	31
期末残高	29	22

ニ 当該資産除去債務の見積額の変更

前連結会計年度において、資産の除去時点に必要とされる除去費用が、既見積額を超過する見込みであることが明らかとなったことから、見積りの変更による増加額を資産除去債務残高に7百万円加算しております。

当連結会計年度において、資産の除去時点に必要とされる除去費用が、既見積額を超過する見込みであることが明らかとなったことから、見積りの変更による増加額を資産除去債務残高に24百万円加算しております。なお、この見積りの変更による増加額は資産除去債務の履行により減少しております。

(賃貸等不動産関係)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、オフィスビル等(土地を含む。)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,533百万円であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,477百万円であります。前連結会計年度、当連結会計年度において、当該賃貸等不動産に関する減損損失はありません。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	13,473	13,448
期中増減額	25	268
期末残高	13,448	13,180
期末時価	69,496	69,711

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は大規模修繕工事による増加であり、主な減少額は減価償却費であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「外航海運事業」「倉庫・運送事業」及び「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

各事業の主要内容は、以下のとおりであります。

- (1) 外航海運事業.....船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業
- (2) 倉庫・運送事業.....倉庫、荷役、貨物運送
- (3) 不動産事業.....施設賃貸

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ロジスティクス		不動産 事業	計		
	外航海運 事業	倉庫・運送 事業				
売上高						
外部顧客への売上高	12,734	4,383	4,669	21,787	-	21,787
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	30	30	30	-
計	12,734	4,383	4,700	21,818	30	21,787
セグメント利益又はセグメ ント損失()	2,601	45	2,553	2	881	884
セグメント資産	25,406	4,480	13,525	43,413	9,641	53,054
セグメント負債	19,784	1,004	2,341	23,130	10,938	34,068
その他の項目						
減価償却費	2,040	132	698	2,871	38	2,910
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	4,795	991	717	6,504	34	6,539

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額 881百万円は、各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額9,641百万円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に管理部門に係る現金及び預金、投資有価証券及びその他資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額10,938百万円は、各報告セグメントに配分しない全社負債であります。全社負債は主に管理部門に係る借入金及びその他負債等であります。
- (4) その他の項目の減価償却費調整額38百万円は、全社資産の償却費であります。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額34百万円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額 (注2)
	ロジスティクス		不動産 事業	計		
	外航海運 事業	倉庫・運送 事業				
売上高						
外部顧客への売上高	10,371	3,904	4,603	18,879	-	18,879
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	1	30	31	31	-
計	10,371	3,905	4,633	18,910	31	18,879
セグメント利益又はセグメ ント損失()	2,709	198	2,489	419	814	1,233
セグメント資産	25,476	5,073	13,238	43,788	8,672	52,461
セグメント負債	20,766	910	2,406	24,083	10,368	34,451
その他の項目						
減価償却費	2,200	301	673	3,175	38	3,214
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	3,353	901	399	4,654	7	4,661

(注) 1. 調整額は以下の通りであります。

- (1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額 814百万円は、各報告セグメントに配分しない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額8,672百万円は、各報告セグメントに配分しない全社資産であります。全社資産は主に管理部門に係る現金及び預金、投資有価証券及びその他資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額10,368百万円は、各報告セグメントに配分しない全社負債であります。全社負債は主に管理部門に係る借入金及びその他負債等であります。
- (4) その他の項目の減価償却費調整額38百万円は、全社資産の償却費であります。また有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7百万円は、全社資産の増加額であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	その他	合計
15,252	2,514	4,019	21,787

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	パナマ	合計
16,735	19,281	36,017

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
東急住宅リース(株)	2,291	不動産事業

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	ニュージーランド	その他	合計
12,807	2,662	3,409	18,879

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	パナマ	合計
16,929	20,440	37,370

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（百万円）	関連するセグメント名
東急住宅リース(株)	2,262	不動産事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	外航海運事業	倉庫・運送事業	不動産事業	全社・消去	合計
減損損失	-	20	-	-	20

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	外航海運事業	倉庫・運送事業	不動産事業	全社・消去	合計
減損損失	-	59	-	-	59

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (1)	科目	期末残高 (百万円)
役員	乾 康之	(被所有) 0.3	当社代表 取締役社長	自己株式の 処分(2)	16	-	-

(1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 譲渡制限付株式報酬に伴う、自己株式の割当によるものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (1)	科目	期末残高 (百万円)
役員	乾 康之	(被所有) 0.3	当社代表 取締役社長	自己株式の 処分(2)	14	-	-

(1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 譲渡制限付株式報酬に伴う、自己株式の割当によるものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	761.56円	720.94円
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期 純損失金額 ()	3.23円	47.51円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する 当期純損失金額 () (百万 円)	80	1,186
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰 属する当期純利益金額又は親会 社株主に帰属する当期純損失金 額 () (百万円)	80	1,186
期中平均株式数 (株)	24,909,821	24,965,202

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	18,985	18,009
純資産の部の合計額から控除する 金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	18,985	18,009
期末の普通株式の数 (株)	24,930,281	24,980,309

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	2,810	2,710	0.50	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,011	8,925	0.79	-
1年以内に返済予定のリース債務	53	32	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	21,674	17,445	1.04	2022年4月～ 2029年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	39	26	-	2022年4月～ 2026年3月
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	1,358	-	-	-
長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
合計	28,947	29,139	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務については、連結貸借対照表では「その他」に含めて記載しております。

4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,883	1,997	6,566	4,548
リース債務	14	6	3	1

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	4,290	8,626	13,332	18,879
税金等調整前四半期(当期)純損失金額()(百万円)	812	1,578	1,819	1,394
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額()(百万円)	807	1,566	1,803	1,186
1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	32.37	62.81	72.25	47.51

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	32.37	30.43	9.46	24.71

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
海運業収益		
運賃		
貨物運賃	8,928	7,383
貸船料	3,806	2,988
その他海運業収益	548	506
海運業収益合計	13,282	10,877
海運業費用		
運航費		
貨物費	188	32
燃料費	2,998	1,851
港費	1,345	1,415
その他運航費	398	445
運航費合計	4,930	3,744
船費		
船員費	0	12
退職給付費用	4	2
船費合計	5	15
借船料	10,691	8,913
その他海運業費用	415	374
海運業費用合計	16,042	13,047
海運業損失()	2,760	2,169
その他事業収益		
倉庫業収益	2,401	2,366
不動産業収益	4,700	4,633
その他事業収益合計	7,102	6,999
その他事業費用		
倉庫業費用	2,308	2,449
不動産業費用	2,152	2,141
その他事業費用合計	4,461	4,590
その他事業利益	2,640	2,408
営業総利益又は営業総損失()	119	239
販売費及び一般管理費	1,244	1,236
営業損失()	1,363	997
営業外収益		
受取利息	1203	192
受取配当金	123	77
為替差益	-	127
違約金収入	-	44
貸倒引当金戻入額	691	-
その他	23	46
営業外収益合計	1,041	388
営業外費用		
支払利息	44	42
為替差損	197	-
貸倒引当金繰入額	-	730
その他	0	3
営業外費用合計	242	777
経常損失()	564	1,385

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	34	31
投資有価証券売却益	57	0
子会社清算益	619	-
特別利益合計	680	1
特別損失		
減損損失	20	59
投資有価証券評価損	37	-
その他	3	0
特別損失合計	62	59
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	54	1,444
法人税、住民税及び事業税	4	5
法人税等調整額	85	190
法人税等合計	90	185
当期純損失()	36	1,259

【その他事業費用明細書】

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1. 人件費	277	6.2	260	5.7
2. 荷役賃	474	10.6	444	9.7
3. 支払運送費	637	14.3	621	13.5
4. 業務委託費	540	12.1	570	12.4
5. 賃借費	560	12.6	580	12.6
6. 租税公課	346	7.8	363	7.9
7. 減価償却費	782	17.5	918	20.0
8. その他	842	18.9	831	18.1
その他事業費用合計	4,461	100.0	4,590	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,767	2,238	9,389	11,627	414	49	2,600	4,423	7,487
当期変動額									
剰余金の配当								117	117
固定資産圧縮積立金の取崩						17		17	-
当期純損失（ ）								36	36
自己株式の取得									
自己株式の処分			6	6					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	6	6	-	17	-	136	153
当期末残高	2,767	2,238	9,382	11,621	414	31	2,600	4,287	7,333

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,171	20,711	468	0	468	21,179
当期変動額						
剰余金の配当		117				117
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純損失（ ）		36				36
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	57	50				50
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			203	56	260	260
当期変動額合計	56	103	203	56	260	364
当期末残高	1,114	20,607	264	56	207	20,815

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,767	2,238	9,382	11,621	414	31	2,600	4,287	7,333
当期変動額									
剰余金の配当								149	149
固定資産圧縮積立金の取崩						1		1	-
当期純損失（ ）								1,259	1,259
自己株式の取得									
自己株式の処分			4	4					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	4	4	-	1	-	1,407	1,408
当期末残高	2,767	2,238	9,378	11,616	414	30	2,600	2,880	5,925

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,114	20,607	264	56	207	20,815
当期変動額						
剰余金の配当		149				149
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
当期純損失（ ）		1,259				1,259
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	49	45				45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			225	57	282	282
当期変動額合計	48	1,364	225	57	282	1,082
当期末残高	1,066	19,242	490	0	490	19,733

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,725	4,560
海運業未収金	1,062	583
営業未収金	284	296
繰延及び前払費用	416	208
立替金	20	33
貯蔵品	661	548
代理店債権	72	58
その他	577	572
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	8,820	6,863
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,498,889	2,410,690
構築物（純額）	477	4153
機械及び装置（純額）	45	44
車両運搬具（純額）	12	9
工具、器具及び備品（純額）	4,476	4,936
土地	2,945	2,945
信託建物（純額）	2,3802	2,3647
信託構築物（純額）	262	253
信託土地	2,204	2,204
建設仮勘定	942	0
その他（純額）	25	23
有形固定資産合計	116,423	116,649
無形固定資産		
ソフトウェア	141	108
商標権	103	80
その他	8	8
無形固定資産合計	253	197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,137	3,425
関係会社株式	1,740	1,740
長期前払費用	87	70
差入保証金	184	191
関係会社長期貸付金	10,007	10,935
その他	299	318
貸倒引当金	4,593	5,336
投資その他の資産合計	10,865	11,346
固定資産合計	27,542	28,193
資産合計	36,363	35,056

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	681	1,148
営業未払金	393	330
短期借入金	2,626,610	2,625,510
1年内返済予定の長期借入金	2,3290	2,36,590
未払金	15	151
未払法人税等	16	19
未払費用	42	56
前受金	71	152
前受収益	201	208
賞与引当金	58	58
用船契約損失引当金	26	-
その他	109	50
流動負債合計	4,516	11,276
固定負債		
長期借入金	2,37,640	2,31,050
関係会社長期借入金	1,000	800
繰延税金負債	145	17
退職給付引当金	40	18
受入保証金	1,618	1,592
長期前受収益	536	536
その他	50	32
固定負債合計	11,031	4,047
負債合計	15,547	15,323
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,767	2,767
資本剰余金		
資本準備金	2,238	2,238
その他資本剰余金	9,382	9,378
資本剰余金合計	11,621	11,616
利益剰余金		
利益準備金	414	414
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	31	30
別途積立金	2,600	2,600
繰越利益剰余金	4,287	2,880
利益剰余金合計	7,333	5,925
自己株式	1,114	1,066
株主資本合計	20,607	19,242
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	264	490
繰延ヘッジ損益	56	0
評価・換算差額等合計	207	490
純資産合計	20,815	19,733
負債純資産合計	36,363	35,056

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品.....主に先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 3～45年

信託建物 8～47年

信託構築物 10～20年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

(4) 用船契約損失引当金

用船契約の残存期間に発生する損失に備えるため、将来負担すると見込まれる損失額を見積計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

海運業収益及び費用の計上方法は、航海日割基準によっております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ヘッジ手段.....為替予約
- ヘッジ対象.....外貨建予定取引
- ヘッジ手段.....金利スワップ
- ヘッジ対象.....借入金
- ヘッジ手段.....商品先物
- ヘッジ対象.....船舶燃料

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、燃料油購入等における価格変動や、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものではありません。また、金利リスクの低減ならびに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。なお、商品先物及び金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、期間費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 航海日割基準に基づく収益認識

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

航海日割基準に基づき計上した海運業収益の金額 778百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 1. 航海日割基準に基づく収益認識」の内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 216百万円

(但し、繰延税金負債との相殺消去により貸借対照表上は計上しておりません。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り) 2. 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「固定資産除却損」3百万円は、「その他」3百万円として組み替えております。

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「仮受金」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「仮受金」16百万円、「その他」92百万円は、「その他」109百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
借船料	8,666百万円	7,662百万円
受取利息	148	82
受取配当金	43	-

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.3%、当事業年度0.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度99.7%、当事業年度99.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	148百万円	144百万円
給料手当	318	328
賞与引当金繰入額	38	38
退職給付費用	50	2
租税公課	89	84
業務委託費	97	78
減価償却費	28	30
貸倒引当金繰入額	0	12

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
車両運搬具	0百万円	1百万円
土地建物等	4	-
計	4	1

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	22,123百万円	22,574百万円

2 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	7,536百万円	7,288百万円
土地	0	0
信託建物	3,802	3,647
信託構築物	62	53
信託土地	204	204
その他有形固定資産	5	3
計	11,612	11,198

上記に対応する債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	1,800百万円	1,800百万円
1年内返済予定の長期借入金	290	6,590
長期借入金	7,640	1,050
計	9,730	9,440

3 財務制限条項

前事業年度(2020年3月31日)

当事業年度の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

当事業年度の借入金の一部には、財務制限条項が付されております。

なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

4 有形固定資産の国庫補助金等による圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,376百万円	1,376百万円
構築物	31	31
機械及び装置	252	252
工具、器具及び備品	9	6
計	1,670	1,667

5 保証債務に準じる債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
DELICA SHIPPING S.A.	18,114百万円	18,730百万円
計	18,114	18,730

6 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行（前事業年度は5行）と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	2,710百万円	2,610百万円
借入実行残高	2,410	2,310
差引額	300	300

（有価証券関係）

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額1,740百万円、前事業年度の貸借対照表計上額1,740百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
繰延税金資産		
長期未払金	2百万円	2百万円
退職給付に係る負債	12	5
賞与引当金	17	18
用船契約損失引当金	8	-
貸倒引当金	1,406	1,630
会員権評価損	40	40
繰延控除対象外消費税	1	0
資産除去債務	8	6
減損損失	12	8
関係会社株式評価損	2,511	2,511
投資有価証券評価損	58	58
その他有価証券評価差額金	67	70
特定子会社の課税留保金	845	845
繰越欠損金	2,960	3,154
その他	66	64
繰延税金資産小計	8,019	8,418
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	2,947	3,004
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5,036	5,197
評価性引当額小計	7,984	8,202
繰延税金資産合計	35	216
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	132	194
資産除去債務	2	0
固定資産圧縮積立金	14	13
商標権	31	24
その他	-	0
繰延税金負債合計	180	233
繰延税金資産又は繰延税金負債 () の純額	145	17

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.5	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	34.6	-
住民税均等割	10.1	-
評価性引当額	157.2	-
その他	1.1	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	166.8	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区別	要目	金額(百万円)
海運業収益	運賃	7,383
	貸船料	2,988
	その他(受取代理店料、定期用船仲介手数料他)	506
	計	10,877
海運業費用	運航費	3,744
	船費	15
	借船料	8,913
	その他(定期用船仲介手数料、代理店費用他)	374
	計	13,047
海運業損失		2,169

【有価証券明細表】
 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		投資有価証券	その他 有価証券	東京団地倉庫(株)
		(株)愛媛銀行	308,000	315
		(株)中央倉庫	268,788	303
		安田倉庫(株)	250,000	242
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	58,425	234
		澁澤倉庫(株)	94,600	214
		(株)みずほフィナンシャルグループ	128,426	205
		尾道造船(株)	55,499	163
		(株)ヤマタネ	98,400	149
		SOMPOホールディングス(株)	28,750	121
		大崎電気工業(株)	171,000	104
		東京海上ホールディングス(株)	16,315	85
		大黒埠頭倉庫(株)	242	75
		日本製紙(株)	48,640	64
		(株)コンコルディア・フィナンシャルグループ	96,196	43
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	72,990	43
		玉井商船(株)	40,600	32
		本牧埠頭倉庫(株)	253	31
		その他17銘柄	333,942	130
		計	2,072,168	2,885

【債券】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		JUPITER CAPITAL 2007-31F/R ユーロドル債	514	534
		小計	514	534
計			514	534

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	投資口数(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		J-REITオープン	10,000,000	4
		小計	10,000,000	4
計			10,000,000	4

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円) (減損損失)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	28,934	1,367	263 (1)	30,039	19,348	564	10,690
構築物	530	92	0 (0)	622	468	16	153
機械及び装置	116	-	-	116	112	0	4
車両運搬具	105	12	20 (3)	96	87	11	9
工具、器具及び備品	1,311	699	267 (53)	1,743	806	157	936
土地	945	-	-	945	-	-	945
信託建物	5,124	-	-	5,124	1,476	155	3,647
信託構築物	153	-	-	153	99	8	53
信託土地	204	-	-	204	-	-	204
建設仮勘定	942	1,017	1,960	0	-	-	0
その他	178	-	-	178	174	1	3
有形固定資産計	38,547	3,190	2,513 (59)	39,224	22,574	916	16,649
無形固定資産							
ソフトウェア	439	13	-	453	344	45	108
商標権	230	-	-	230	150	23	80
その他	10	-	-	10	1	0	8
無形固定資産計	680	13	-	694	496	69	197
長期前払費用	99	29	45	83	12	0	70

(注) 1. 有形固定資産の当期増加の主なものは文書保管倉庫に係る建物1,020百万円、工具、器具及び備品596百万円、及び建設仮勘定868百万円であります。当期減少の主なものは、文書保管倉庫の完成引渡しに伴う建設仮勘定1,810百万円であります。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3. 圧縮記帳については、注記事項(貸借対照表関係4)をご参照下さい。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4,593	743	0	0	5,336
賞与引当金	58	58	58	-	58
用船契約損失引当金	26	-	26	-	-

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所	(特別口座) ・旧イヌイ倉庫株式会社の株主様 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 ・旧乾汽船株式会社の株主様 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.inui.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第100期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月19日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月19日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第101期第1四半期)(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出

(第101期第2四半期)(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

(第101期第3四半期)(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2020年11月5日及び2021年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月28日

乾汽船株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一樹 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

航海日割基準に基づく収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4（5）及び（重要な会計上の見積り）1に記載されているとおり、会社は海運業収益の認識基準として「航海日割基準」を採用しており、当連結会計年度（2019年度）の海運業収益のうち、航海日割基準により計上した海運業収益は778百万円である。</p> <p>航海日割基準が適用される期を跨ぐ航海に係る海運業収益については、各航海の海運業収益総額及び見積総航海日数に対する経過日数に基づき見積り計上がなされる。</p> <p>この測定方法に含まれる総航海日数の見積りには、将来の航行スケジュールや停泊期間といった主要な仮定が含まれており、不確実性を伴うものである。また、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、航海日割基準に基づく海運業収益を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期を跨ぐ各航海の海運業収益総額を確かめるため、契約書、船荷証券等の根拠資料との突合及び再計算を行った。 ・見積りの偏向の有無を評価するため、期末における航行スケジュールの見直しに伴う見積総航海日数の変動による影響額を算出し、分析した。 ・期末日以降における実際の航海完了日を確かめるため、見積もられた航海完了日について、船舶からの完了報告を閲覧した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、総航海日数の見積りと実績の比較を行い、必要に応じて乖離日数について事業担当者に質問を行うとともに、利用可能な外部データとの比較を行った。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）2及び（税効果会計関係）に記載されているとおり、当連結会計年度において、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産216百万円が計上されている。</p> <p>これらの繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は税務上の繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識される。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく将来の課税所得に基づいて判断される。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、外航海運業の特性上、海運市況動向や為替相場といった外部環境の影響を受けやすく、不確実性を伴うものである。また、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、その解消見込年度（2020年度）のスケジュールについて検討した。 ・経営者による将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検証するとともに、過年度の事業計画の達成度合いに基づき見積りの精度を評価した。 ・将来の課税所得の見積りに含まれる主要な仮定である海運市況動向や為替相場といった外部環境については、経営者と協議するとともに、利用可能な外部情報との比較を実施した。 ・将来の事業計画に一定のリスクを反映させた経営者による不確実性に関する評価について検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、乾汽船株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、乾汽船株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月28日

乾汽船株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 一樹 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている乾汽船株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

航海日割基準に基づく収益認識

【注記事項】（重要な会計方針）4及び（重要な会計上の見積り）1に記載されているとおり、会社は海運業収益の認識基準として「航海日割基準」を採用しており、当事業年度の海運業収益のうち、航海日割基準により計上した海運業収益は778百万円である。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（航海日割基準に基づく収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

繰延税金資産の回収可能性

【注記事項】（重要な会計上の見積り）2及び（税効果会計関係）に記載されているとおり、当事業年度において、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産216百万円が計上されている。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。